

1 環境行政全般

(1) 環境行政のあゆみ

昭和 47 年 5 月 15 日 本土復帰により、沖縄県庁が発足。

昭和 48 年 4 月 企画部に環境保全室を新設。同室において公害行政の総合企画及び調整並びに自然保護行政を所管。公害の監視指導については厚生部環境衛生課(公害係)が所管。

昭和 49 年 4 月 環境保健部を設置。企画部環境保全室と厚生部環境衛生課(公害係)を廃止し、新設された環境保健部に環境保全課、公害規制課、自然保護課を設置。

昭和 50 年 4 月 環境整備課の新設。環境保全課と公害規制課を統合して公害対策課に改称。

昭和 58 年 4 月 環境整備課が廃止。環境整備課環境整備係は公害対策課に移管。

昭和 60 年 4 月 環境整備係を環境衛生課へ移管。

平成 5 年 4 月 公害対策課を環境保全課へ、環境衛生課を生活衛生課へ改称。

平成 8 年 4 月 環境保全課を環境保全室へ改称。

平成 10 年 4 月 環境保健部を福祉保健部と文化環境部へ再編。福祉保健部には薬務衛生課、文化環境部には環境保全室、自然保護課及び廃棄物対策課を設置。

平成 13 年 4 月 環境保全室を環境政策課と環境保全課へ改組。廃棄物対策課を環境整備課へ改称。

平成 23 年 4 月 文化環境部を環境生活部に再編。

平成 26 年 4 月 環境生活部を環境部と保健医療部及び子ども生活福祉部へ再編。環境政策課内に基地環境特別対策室を設置。自然保護課を自然保護・緑化推進課へ再編。

平成 28 年 4 月 環境政策課及び自然保護・緑化推進課を環境政策課、自然保護課及び環境再生課へ再編。

平成 29 年 4 月 環境再生課内に全国育樹祭準備室を設置。

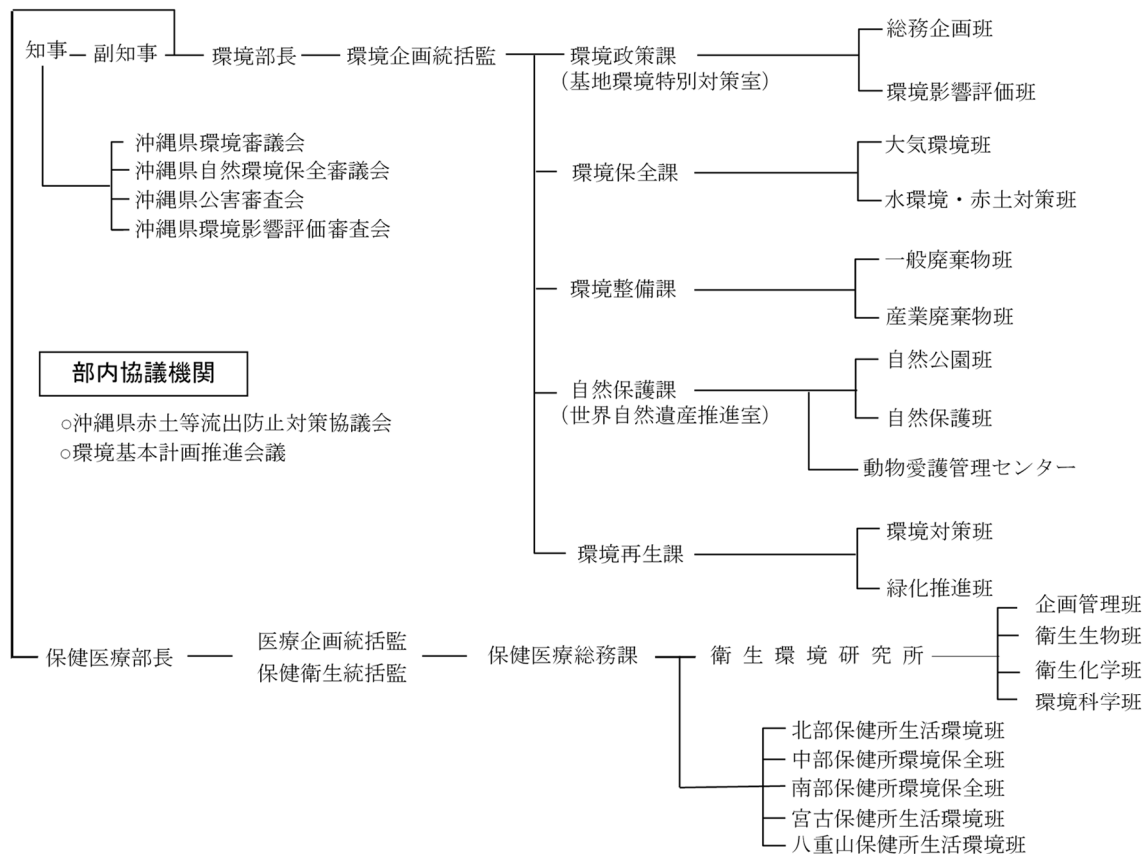
平成 30 年 4 月 自然保護課内に世界自然遺産推進室を設置。全国育樹祭準備室を全国育樹祭推進室へ再編。

令和 2 年 3 月 全国育樹祭推進室を廃止。

令和 4 年 3 月 自然保護課内の世界自然遺産推進室を廃止

1 環境行政全般

(2) 環境保全に係る行政組織（令和3年4月1日現在）



(3) 環境関係各種審議会

ア 沖縄県環境審議会

沖縄県環境審議会は、県における環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第2項及び沖縄県環境審議会条例（昭和47年条例第103号）に基づき設置されています。

委員は、学識経験者5名、公益代表者3名、住民代表者2名、産業界代表者4名及び行政関係者2名の計16名が選任されており、任期は2年となっています。

イ 沖縄県自然環境保全審議会

沖縄県自然環境保全審議会は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条及び沖縄県自然環境保全審議会条例（昭和48年沖縄県条例第55号）に基づき設置されています。

審議事項は、自然公園法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、温泉法、沖縄県自然環境保全条例、沖縄県立自然公園条例の規定によりその権限に属せられた事項及び自然環境の保全に関する重要事項です。

審議会組織は、学識経験者及び住民代表からなる 15 名の委員で構成し、自然環境・鳥獣部会、自然公園・温泉部会の 2 各部会があります。

ウ 沖縄県公害審査会

沖縄県公害審査会は、公害に係る紛争の迅速かつ適切な解決を図るため、公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 条）及び沖縄県附属機関設置条例（昭和 47 年条例第 50 条）に基づき、昭和 47 年 5 月 15 日に設置されています。

現在、委員は弁護士 3 人、大学教授等 5 人、医師 1 人、薬剤師 1 人、保健師 1 人の計 11 人が任命されており、任期は 3 年となっています。

エ 沖縄県環境影響評価審査会

沖縄県環境影響評価審査会は、環境影響評価及び事後調査に関する技術的な事項を調査審議するため、沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年沖縄県条例第 77 号）第 51 条に基づき設置されています。その組織及び運営に関し必要な事項は同条例及び沖縄県環境影響評価条例施行規則（平成 13 年沖縄県規則第 87 号）で定めています。

委員は、学識経験者のうちから 13 名以内で構成し任期は 3 年となっています。

沖縄県環境審議会委員名簿

任期（令和 3 年 3 月 15 日～令和 5 年 3 月 14 日）

	氏名	代表区分	現職名	備考
1	あさと 直美	学識経験者	琉球大学非常勤講師（都市計画）	
2	あらかき 雄光	〃	琉球大学教授（環境分析化学）	
3	はだ 麻美	〃	琉球大学准教授（自然地理学）	
4	たけむら 明洋	〃	琉球大学教授（サンゴ礁生物生理学）	
5	やまかわ 彩子	〃	沖縄国際大学准教授（基礎生物学）	
6	あかみね 朝子	公益代表者	沖縄弁護士会 会員	
7	なみひら 道子	〃	沖縄県婦人連合会 副会長	
8	みやざと 達也	〃	沖縄県医師会 副会長	
9	かわぐち 千賀子	住民代表者	那覇市教育委員会 社会教育指導員	公募
10	な 名嘉 光男	〃	特定非営利活動法人沖縄県環境管理技術センター代表	公募
11	あかみね 太介	産業界代表者	沖縄県産業資源循環協会 会長	
12	ジョンソン 美枝	〃	沖縄経済同友会 準会員	
13	ふくじ 嗣夫	〃	沖縄県商工会議所連合会 常任幹事	
14	まえだ 典男	〃	沖縄県農業協同組合 代表理事専務	
15	なかむら 敏昭	行政関係	内閣府沖縄総合事務局 調査企画課長	
16	おかだ 裕樹	〃	第十一管区海上保安本部 環境防災課長	

1 環境行政全般

沖縄県自然環境保全審議会委員名簿

任期（令和元年10月1日～令和3年9月30日）

	氏名	代表区分	現職名	備考（専門分野）
1	傳田 哲郎	学識経験者	琉球大学理学部教授	植物分類学
2	佐々木 健志	〃	琉球大学博物館助教	生物学
3	上江洲 薫	〃	沖縄国際大学経済学部教授	都市環境学
4	小野 尋子	〃	琉球大学工学部准教授	建築学
5	立田 晴記	〃	琉球大学農学部教授	昆虫学
6	棚原 朗	〃	琉球大学理学部教授	分析化学
7	仲宗根 和則	〃	医師	医学
8	廣瀬 孝	〃	琉球大学国際地域創造学部教授	水文地理学
9	東岡 礼治	〃	環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所長	自然保護行政
10	宮 俊輔	〃	林野庁九州森林管理局 沖縄森林管理署長	森林行政
11	引野 龍一	〃	内閣府沖縄総合事務局経済産業部 環境資源課長	鉱業行政
12	安里 左知子	住民代表者	獣医師	獣医学
13	喜多 自然	〃	弁護士	法律
14	島袋 さゆり	〃	薬剤師	薬学
15	下地 克人	〃	会社員	一般公募

任期（令和4年1月12日～令和6年1月11日）

	氏名	代表区分	現職名	備考（専門分野）
1	棚原 朗	学識経験者	琉球大学理学部名誉教授	分析化学
2	佐々木 健志	〃	琉球大学博物館助教	生物学
3	阿部 篤志	〃	一般財団法人沖縄美ら島財団植物研究室室長	森林生態学
4	伊藤 香里	〃	林野庁九州森林管理局 沖縄森林管理署長	森林行政
5	宇賀神 知則	〃	環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所長	自然保護行政
6	小野 尋子	〃	琉球大学工学部教授	建築学
7	知念 修	〃	内閣府沖縄総合事務局経済産業部 環境資源課長	鉱業行政
8	富永 篤	〃	琉球大学教育学部准教授	多様性生物学
9	仲宗根 和則	〃	医師	医学
10	廣瀬 孝	〃	琉球大学国際地域創造学部教授	水文地理学
11	宮國 薫子	〃	琉球大学国際地域創造学部准教授	観光学
12	安里 左知子	住民代表者	獣医師	獣医学
13	喜多 自然	〃	弁護士	法律
14	島袋 さゆり	〃	薬剤師	薬学
15	渡口 勝也	〃	会社員	一般公募

沖縄県公害審査会委員名簿

任期（令和元年8月9日～令和4年8月8日）

	役職	氏名	職名
1		赤嶺 朝子	弁護士
2		安里 英治	琉球大学教授(無機化学)
3		阿波連 由美子	沖縄県看護協会会員(保健師・看護師)
4	会長	釜井 景介	弁護士
5		酒井 一人	琉球大学教授(地域工業農学)
6		渡嘉敷 健	琉球大学准教授(音響工学)
7		秀浦 由紀子	弁護士
8		前堂 志乃	沖縄国際大学准教授(心理学)
9		宮里 達也	沖縄県医師会副会長(医師)
10	会長代理	山崎 秀雄	琉球大学教授(環境生物学)
11		吉田 洋史	沖縄県薬剤師会理事(薬剤師)

沖縄県環境影響評価審査会委員名簿

任期（令和元年10月28日～令和4年10月27日）

	役職	氏名	職名	区分
1	副会長	堤 純一郎	琉球大学工学部名誉教授	大気環境
2		廣瀬 孝	琉球大学国際地域創造学部教授	水環境
3		棚原 朗	琉球大学理学部名誉教授	水環境
4		前門 晃	琉球大学名誉教授	地形・地質
5	会長	宮城 邦治	沖縄国際大学名誉教授	陸域動物
6		佐々木 健志	琉球大学博物館(風樹館)助教	
7		立原 一憲	琉球大学理学部教授	陸・海域動物
8		新城 和治	元琉球大学教授	陸域植物
9		傳田 哲郎	琉球大学理学部教授	
10		久保田 康裕	琉球大学理学部教授	
11		須田 彰一郎	琉球大学理学部教授	海域植物
12		日高 道雄	琉球大学名誉教授	海域動物
13		安里 直美	琉球大学非常勤講師	景観

1 環境行政全般

(4) 環境年表

年 月 日	事 項
昭和 47 年 5 月 15 日	○本土復帰により琉球政府が廃止され、沖縄県庁が発足 ○沖縄県公害防止条例（沖縄県条例第 58 号）制定 ○沖縄県附属機関設置条例（沖縄県条例第 50 号）の制定により、沖縄県公害審査会を設置
同年 9 月 4 日	○沖縄県公害防止条例施行規則（沖縄県規則第 139 号）制定 ○沖縄県公害の規制基準等に関する規則（沖縄県規則第 140 号）制定
同年 9 月 9 日	○沖縄県公害対策審議会条例（沖縄県条例第 103 号）制定 ○沖縄県水質審議会条例（沖縄県条例第 104 号）制定
昭和 48 年 4 月 1 日	○環境保全行政について、企画部の環境保全室が環境保全対策の総合企画及び調整を主な所掌事務とし、厚生部の環境衛生課が公害防止の所掌事務を行うこととなった。また、公害の技術部である公害衛生研究所を沖縄県公害衛生研究所と改称して、公害防止のための調査、研究業務を行うこととなった。
同年 4 月 2 日	○沖縄県放射能対策本部設置規程（沖縄県訓令第 10 号）制定
同年 7 月 23 日	○沖縄県公害審査会の紛争処理の手續きに要する費用に関する条例（沖縄県条例第 56 号）制定
同年 9 月 7 日	○赤土等流出防止対策協議会設置規程（沖縄県訓令第 22 号）制定
同年 11 月 15 日	○沖縄県公害審査会規則（沖縄県規則第 87 号）制定 ○沖縄県公害審査会の手数料の納付の方法及び減免等に関する規則（沖縄県規則第 88 号）制定
昭和 49 年 3 月 1 日	○騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する騒音、特定建設作業からの騒音を規制する地域の指定（沖縄県告示第 73 号）、同年 4 月 1 日施行（指定地域）名護市、具志川市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、
同年 3 月 1 日	糸満市、平良市、石垣市及び豊見城村 ○騒音規定法第 4 条第 1 項の規定により、昭和 49 年沖縄県告示第 73 号により指定された地域について特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定（沖縄県告示第 74 号）、同年 4 月 1 日施行 ○特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）の別表第 1 号の規定に基づく区域の指定（沖縄県告示第 75 号）、同年 4 月 1 日施行
昭和 49 年 3 月 4 日	○公害対策基準法（昭和 42 年法律第 132 号）第 9 条の規定に基づき国場川及び比謝川の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域の類型の指定（沖縄県告示第 78 号）
昭和 49 年 4 月 1 日	○多様化する環境行政に対応するために環境保全室と環境衛生課の公害係を廃止し、新設された環境保健部に環境保全課、公害規制課、自然保護課を新設して環境問題の解決にあたることになった。
同年 9 月 24 日	○沖縄県行政組織規則（昭和 49 年沖縄県規則第 18 号）第 107 条第 1 項の規定に基づき設置された、沖縄県公害対策連絡協議会の運営規程（沖縄県訓令第 33 号）制定
同年 10 月 1 日	○公害監視船（ひまわり）15 t 乗組員 4 人を公害規制課へ配置し、金武湾一帯の監視パトロールにあたる。
同年 7 月 23 日	○沖縄県公害審査会の紛争処理の手續きに要する費用に関する条例（沖縄県条例第 56 号）制定
昭和 50 年 3 月 6 日	○公害対策基本法第 9 条第 2 項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和 46 年政令第 159 号）第 1 項の規定により、金武湾、中城湾、与勝海域、北部西海岸流入河川（満名川）及び福地川の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（沖縄県告示第 79 号）
同年 4 月 1 日	○総合的・積極的かつ敏速適切に環境行政を推進、強化するため、環境保全課と公害規制課を統合して公害対策課に改称 又、新たに環境整備課を設置し、公害対策課に特殊公害係を設置
同年 7 月 9 日	○水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（沖縄県条例第 37 号）制定（国場川、比謝川に係る上乗せ排水基準の設定）

年 月 日	事 項
同年 9月18日	○公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水質及び地域の指定権限の委任に関する政令第1項の規定により、天願川（川崎川を含む）の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（沖縄県告示第395号）
昭和51年 3月15日	○沖縄県公害防止条例（昭和47年沖縄県条例第58号）の全部改正（沖縄県条例第2号）、同年9月14日施行
同年 3月18日	○公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第1項の規定により、那覇港海域、名護湾海域、漢那川、羽地大川及び我部祖河川水系の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（沖縄県告示第82号）
同年 4月 1日	○沖縄県行政組織規則第107条第2項に定める沖縄県米軍基地環境科学委員会の運営規程（沖縄県訓令第8号）制定
同年 8月 5日	○水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正（沖縄県条例第27号）（天願川、中城湾、与勝海域、金武湾に係る上乗せ排水基準の設定）
同年 9月13日	○沖縄県公害防止条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第139号）の全部改正（沖縄県規則第31号）、同年9月14日施行
同年10月14日	○沖縄県公害防止条例施行規則の一部改正（沖縄県規則第38号）
昭和52年 4月25日	○公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第1項の規定により、北部東海岸流入河川（新川川、安波川、普久川）、汀良川、宮古海域（平良港海域）及び八重山海域（石垣港海域、川平湾海域）の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（沖縄県告示第193号）
同年 6月20日	○水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正（沖縄県条例第24号）（羽地大川、我部祖河川、名護湾に係る上乗せ排水基準の設定）
昭和53年 3月 1日	○悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定による工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域の指定及び同法第3条の規定による当該規制地域について規制基準の設定（沖縄県告示第87号）、同年4月1日施行（規制地域）名護市、石川市、具志川市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、糸満市、平良市、石垣市、与那城村、北中城村、中城村及び西原村
昭和53年 5月15日	○沖縄県公害の規制基準等に関する規則（昭和47年沖縄県規則第140号）の廃止 ○公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第1項の規定により、北部東海岸流入河川（新川川、安波川、普久川）、汀良川、宮古海域（平良港海域）及び八重山海域（石垣港海域、川平湾海域）の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（沖縄県告示第193号）
同年 6月24日	○水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正（沖縄県条例第24号）（羽地大川、我部祖河川、名護湾に係る上乗せ排水基準の設定）
昭和54年 3月 1日	○昭和53年沖縄県告示第87号（悪臭規制地域の指定及び規制基準の設定）の一部を改正する告示（沖縄県告示第78号）制定、同年4月1日施行
同年 3月 8日	○沖縄県公害防止条例施行規則の一部改正（沖縄県規則第6号）、同年4月1日施行 ○騒音規制法に基づく規制地域及び特定工場において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に基づく区域及び時間の指定並びに昭和49年沖縄県告示第73号、第74号、第75号の廃止（沖縄県告示第95号）、同年4月1日施行
同年 4月 9日	○振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づく規制地域及び同法第4条第1項の規定に基づく規制基準、同法施行規則別表第1の付表に基づく指定区域並びに府令別表第2の規定に基づく区域及び時間の指定（沖縄県告示第96号）制定、同年4月1日施行 ○公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第1項の規定により、報得川の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（沖縄県告示第166号）

1 環境行政全般

年 月 日	事 項
同年 9月29日	○水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正（沖縄県条例第32号）（報得川に係る上乘せ排水基準の設定）
昭和55年 5月19日	○赤土等流出防止対策協議会設置規程（昭和48年沖縄県訓令第22号）の一部を改正する訓令（沖縄県訓令第24号）
同年 6月12日	○公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水域及び指定権限の委任に関する政令第1項の規定により、牧港川の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（沖縄県告示第377号）
昭和56年 4月18日	○新公害監視船（こんぺき）38.82 t 完成
昭和57年 3月25日	○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（昭和54年沖縄県告示第9号）の一部改正（沖縄県告示第184号）、同年5月1日施行 ○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の指定（昭和54年沖縄県告示第96号）の一部改正（沖縄県告示第185号）、同年5月1日施行 ○悪臭規制地域の指定及び規制基準の設定（昭和53年沖縄県告示第87号）の一部改正（沖縄県告示第186号）、同年5月1日施行
同年 6月 3日	○公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第1項の規定により、羽地内海の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（沖縄県告示第318号）
昭和57年 7月12日	○公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第1項の規定により、辺野喜川の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準に水域類型の指定（沖縄県告示第373号）
同年10月28日	○沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（沖縄県規則第51号）の公布（第107号第2項の表中沖縄米軍基地環境科学委員会の項を削る）、同年11月1日施行
同年11月15日	○沖縄県米軍基地環境科学委員会規程を廃止する訓令（沖縄県訓令第20号）、同年11月15日施行
昭和58年 3月28日	○環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第2項の規定に基づき、那覇空港周辺地域について、航空機騒音に係る地域類型あてはめの設定（沖縄県告示第209号）
昭和58年 4月 1日	○国の行政改革との関連から県は昭和58年度組織定数の見直し及び組織の統廃合を実施、その結果環境整備課が廃止され、当該課の環境整備係が公害対策課に移管
昭和60年 4月 1日	○組織改正により、公害対策課の環境整備係が環境衛生課に移管
同年 4月 5日	○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（昭和54年沖縄県告示第95号）の一部改正（沖縄県告示第327号）、同年5月1日から施行 ○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（昭和54年沖縄県告示第96号）の一部改正（沖縄県告示第328号）、同年5月1日から施行 ○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（昭和53年沖縄県告示第87号）の一部改正（沖縄県告示第329号）、同年5月1日から施行
昭和61年 1月12日	○沖縄県水質審議会を廃止する条例により沖縄県水質審議会を廃止、同年1月12日より施行
同年 2月28日	○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示（昭和54年沖縄県告示第95号）の一部改正（沖縄県告示第129号）、同年4月1日から施行 ○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示（昭和54年沖縄県告示第96号）の一部改正（沖縄県告示第130号）、同年4月1日から施行
同年 3月13日	○赤土等流出防止対策協議会設置規程に基づき、沖縄県赤土等流出防止対策協議会を設置、同年4月1日発足 ○沖縄県放射能対策本部設置規程（沖縄県訓令第10号）を廃止、沖縄県部内協議機関設置規程に基づき、沖縄県放射能対策本部を設置、同年4月1日発足

年 月 日	事 項
同年 7 月 8 日	○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示（昭和 54 年沖縄県告示第 95 号）の一部改正（沖縄県告示第 467 号）、同年 8 月 8 日施行
	○悪臭防止に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示（昭和 53 年沖縄県告示第 87 号）の一部改正（沖縄県告示第 468 号）、同年 8 月 8 日施行
	○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示（昭和 54 年沖縄県告示第 96 号）の一部改正（沖縄県告示第 469 号）、同年 8 月 8 日施行
昭和 62 年 3 月 31 日	○沖縄県河川浄化対策連絡協議会の設置（同年 4 月 1 日発足）
同年 4 月 1 日	○特殊公害係を環境管理係に名称変更
同年 10 月 2 日	○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示（昭和 54 年沖縄県告示第 95 号）の一部改正（沖縄県告示第 735 号）、同年 11 月 2 日施行
	○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示（昭和 54 年沖縄県告示第 96 号）の一部改正（沖縄県告示第 936 号）、同年 11 月 2 日施行
	○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示（昭和 53 年沖縄県告示第 87 号）の一部改正（沖縄県告示第 937 号）、同年 11 月 2 日施行
同年 11 月 5 日	○第 53 回全国公害行政協議会の開催
昭和 63 年 2 月 16 日	○環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第 2 項の規定に基づき、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域について、航空機騒音に係る環境基準に係る地域の類型あてはめの設定（沖縄県告示第 107 号）
同年 3 月 25 日	○環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第 1 項の規定により、源河川の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（沖縄県告示第 269 号）
同年 6 月 9 日	○沖縄県公害対策審議会委員（15 名）委嘱
同年 8 月 16 日	○「新石垣空港建設に係る埋立事業環境影響評価準備書」に対する知事意見公表
同年 10 月 4 日	○環境管理計画策定に係る意見を求める為、沖縄県環境管理計画基本構想懇談会を設置
平成元年 2 月 10 日	○沖縄県環境管理計画基本構想懇談会委員（15 名）委嘱
同年 3 月 28 日	○公害対策基本法第 9 条第 2 項及び環境基準に係る水質及び地域の指定権限の委任に関する政令第 2 項の規定により、騒音に係る環境基準の地域類型の指定（沖縄県告示第 274 号）（那覇市及び浦添市）
同年 4 月 8 日	○沖縄県公害審査会委員（9 名）委嘱
平成元年 4 月 25 日	○環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第 1 項の規定により、平南川、大保川の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定（沖縄県告示第 368 号）
同年 10 月 18 日	○水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正（沖縄県条例第 31 号）（平南川、大保川水域に係る上乘せ排水基準の設定）
同年 12 月 15 日	○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正（沖縄県告示第 883 号）、平成 2 年 1 月 15 日施行
	○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正（沖縄県告示第 884 号）、平成 2 年 1 月 15 日施行
	○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正（沖縄県告示第 885 号）、平成 2 年 1 月 15 日施行
平成 2 年 1 月 16 日	○環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第 1 項の規定により、宮良川、名蔵川の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定（沖縄県告示第 51 号）
同年 2 月 2 日	○沖縄県部内協議機関設置規程の一部を改正、沖縄県環境管理計画策定連絡協議会を設置（同日発足）
同年 3 月 15 日	○沖縄県環境保全基金条例（沖縄県条例第 2 号）の制定、同日施行、同年 3 月 30 日当該基金（4 億円）造成

1 環境行政全般

年 月 日	事 項
同年 3月23日	○環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第2項の規定により、騒音に係る環境基準の地域類型指定（沖縄県告示第329号）（沖縄市、宜野湾市、具志川市、石川市及び糸満市）
平成3年 3月20日	○沖縄県公害対策審議会委員（15名）委嘱
同年 3月27日	○地域環境センター開所 ○環境アドバイザー（1名）及び地域環境保全活動推進員（10名）委嘱
平成4年 1月14日	○「中城湾港公有水面埋立事業に係る環境影響評価準備書」に対する知事意見公表
同年 2月 4日	○環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第2項の規定により、騒音に係る環境基準の地域類型指定（沖縄県告示第120号）（名護市、平良市、石垣市、南風原町、佐敷町、東風平町、与那原町、西原町、豊見城村及び読谷村）
同年 8月 4日	○沖縄県公害審査会委員（10名）委嘱
同年 8月18日	○沖縄県環境影響評価規程告示、平成5年2月1日施行
平成4年 9月22日	○水質汚濁防止法第14条の6第1項の規定により生活排水対策重点地域の指定（沖縄県告示第768号） 国場川流域生活排水対策重点地域 那覇市、南風原町、東風平町、豊見城村及び大里村の全域（下水道処理区域を除く） 天願川流域生活排水対策重点地域 具志川市の全域（下水道処理区域を除く）
同年10月12日	○沖縄県環境影響評価規程実施要領策定
平成5年 1月29日	○沖縄県環境影響評価技術指針策定
同年 3月31日	○沖縄県環境管理計画基本構想策定
同年 4月 1日	○公害対策課が環境保全課に、環境衛生課が生活衛生課に改組
平成6年 3月31日	○沖縄県環境管理計画策定
同年 4月 1日	○公害衛生研究所が衛生環境研究所に改組
同年 7月22日	○沖縄県公害対策審議会条例及び沖縄県公害防止条例の一部を改正する条例制定により、公害対策審議会が環境審議会へ改称、同年8月1日施行
同年10月20日	○沖縄県赤土等流出防止条例（沖縄県条例第36号）制定 ○沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（沖縄県規則第56号）の公布（第50条第16号、第241号第1号表中の公害対策審議会を環境審議会へ改称）
平成7年 8月 4日	○沖縄県公害審査会委員（15名）委嘱
平成7年10月 9日	○沖縄県赤土等流出防止条例施行規則（沖縄県規則第64号）制定
同年10月15日	○沖縄県赤土等流出防止条例施行
平成8年 2月23日	○水質汚濁防止法第14条の6第1項の規定により生活排水対策重点地域の指定（沖縄県告示第169号） 糸満市 糸満市の全域（下水道処理区域を除く）
同年 2月29日	○沖縄県環境審議会委員（16名）委嘱
同年 4月 1日	○環境保全課が環境保全室へ改組
平成9年 3月25日	○水質汚濁防止法第14条の6第1項の規定により生活排水対策重点地域の指定（沖縄県告示第272号） ○牧港川・宇地泊川流域生活排水対策重点地域 浦添市、宜野湾市、西原町及び中城村の全域（下水道処理区域を除く）
平成10年 2月27日	○水質汚濁防止法第14条の7第1項の規定により生活排水対策重点地域の指定（沖縄県告示第160号） 比謝川流域生活排水対策重点地域 沖縄市、嘉手納町及び読谷村の全域（下水道処理区域を除く） 雄樋川流域生活排水対策重点地域 東風平町、大里村、具志頭村及び玉城村の全域（下水道処理区域を除く）

年 月 日	事 項
同年 4 月 1 日	○環境保健部が福祉保健部と文化環境部へ組織再編され、福祉保健部には薬務衛生課、文化環境部には環境保全室、自然保護課及び廃棄物対策課を設置
平成 11 年 3 月 30 日	○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正（沖縄県告示第 290 号）、平成 11 年 7 月 1 日施行 ○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正（沖縄県告示第 291 号）、平成 11 年 7 月 1 日施行 ○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正（沖縄県告示第 292 号）、平成 11 年 7 月 1 日施行 ○騒音に係る環境基準の地域類型の指定の一部改正（沖縄県告示第 293 号）、平成 11 年 7 月 1 日施行
同年 5 月 27 日	○沖縄県環境率先実行計画策定
平成 12 年 3 月 31 日	○沖縄県環境基本条例制定
同年 12 月 27 日	○沖縄県環境影響評価条例制定
平成 13 年 4 月 1 日	○環境保全室が環境政策課と環境保全課に、廃棄物対策課が環境整備課に改組
同年 7 月 10 日	○沖縄県環境影響評価審査会委員（13 名）委嘱
同年 11 月 1 日	○沖縄県環境影響評価条例全面施行
平成 14 年 3 月	○廃棄物処理計画策定
同年 3 月 30 日	○ちゅら島環境美化条例（沖縄県条例第 13 号）公布
同年 7 月 1 日	○ちゅら島環境美化条例施行（但し、第 8 条、第 15 条及び第 16 条（罰則に係る規定）を除く）
同年 8 月 24 日	○復帰 30 周年記念事業「ちゅら島うちなー環境フェア」の開催、入場者数 37,000 人県内のイベントで初めてゴミの分別を実施 ○おきなわアジェンダ 2 1 県民会議設立
同年 10 月 24 日	○沖縄県環境保全実施計画策定（沖縄振興推進計画の分野別計画）
平成 15 年 1 月 1 日	○ちゅら島環境美化条例全面施行
同年 4 月 1 日	○沖縄県環境基本計画策定
同年 8 月 1 日	○沖縄県地球温暖化対策地域推進計画策定
同年 11 月 17 日	○沖縄県地球温暖化防止活動推進センター指定
平成 16 年 7 月 21 日	○沖縄県環境影響評価審査会委員（13 名）委嘱
平成 17 年 2 月 16 日	○沖縄県地球温暖化防止活動推進員（35 名）委嘱
平成 17 年 2 月 25 日	○本庁行政棟において ISO 14001 を認証取得
同年 7 月 26 日	○沖縄県産業廃棄物税条例（沖縄県条例第 37 号）公布
同年 10 月 26 日	○沖縄県産業廃棄物税基金条例（沖縄県条例第 54 号）公布
平成 18 年 3 月 3 日	○沖縄県産業廃棄物税条例施行規則（沖縄県規則第 5 号）公布
同年 3 月 28 日	○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正（沖縄県告示第 246 号）、平成 18 年 4 月 1 日施行 ○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正（沖縄県告示第 247 号）、平成 18 年 4 月 1 日施行 ○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正（沖縄県告示第 248 号）、平成 18 年 4 月 1 日施行 ○騒音に係る環境基準の地域類型の指定の一部改正（沖縄県告示第 249 号）、平成 18 年 4 月 1 日施行
同年 3 月 29 日	○沖縄県環境教育推進方針策定
同年 4 月 1 日	○産業廃棄物税導入
同年 12 月	○廃棄物処理計画（第二期）策定
平成 19 年 8 月 4 日	○沖縄県公害審査会委員（12 名）委嘱
同年 9 月 5 日	○沖縄県環境影響評価審査会委員（13 名）委嘱

1 環境行政全般

年 月 日	事 項
同年 9月14日	○沖縄県環境審議会委員（15名）委嘱
平成20年 3月26日	○第3次沖縄県環境保全実施計画策定
同年12月26日	○公害防止条例の全部を改正し、沖縄県生活環境保全条例（沖縄県条例第43号）公布
平成21年 9月30日	○沖縄県公害防止条例施行規則の全部を改正し、沖縄県生活環境保全条例施行規則（沖縄県規則第31号）公布
同年10月 1日	○沖縄県生活環境保全条例及び施行規則施行
平成22年 2月 1日	○沖縄県環境審議会委員（16名）委嘱
同年 8月 4日	○沖縄県公害審査会委員（12名）委嘱
同年 9月10日	○沖縄県環境影響評価審査会委員（13名）委嘱
平成23年 3月	○廃棄物処理計画（第三期）策定
平成23年 3月25日	○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正（沖縄県告示第181号）、平成23年7月1日施行
	○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正（沖縄県告示第182号）、平成23年7月1日施行
	○騒音に係る環境基準の地域類型の指定の一部改正（沖縄県告示第183号）、平成23年7月1日施行
	○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正（沖縄県告示第184号）、平成23年7月1日施行
同年 3月28日	○沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定
同年 4月 1日	○文化環境部から環境生活部へ組織再編
平成24年 3月	○沖縄県海岸漂着物対策地域計画策定
同年10月 1日	○沖縄県環境審議会委員（16名）委嘱
平成25年 3月 6日	○沖縄県環境整備センター（株）設立
同年 3月28日	○第2次沖縄県環境基本計画策定
同年 3月29日	○生物多様性おきなわ戦略策定
同年 3月30日	○沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例（沖縄県条例第15号）、平成26年2月1日施行。主な改正点は、配慮書手続、風力発電所の追加等
同年 4月 1日	○那覇市が中核市に移行したことに伴い、沖縄県中央保健所が廃止され、那覇市保健所が設置
同年 8月 5日	○沖縄県公害審査会委員（12名）委嘱
同年 9月 2日	○沖縄県赤土等流出防止対策基本計画策定
平成25年 9月12日	○沖縄県環境影響評価審査会委員（13名）委嘱
同年12月27日	○沖縄県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（沖縄県規則第96号）、平成26年2月1日施行
	○沖縄県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示（沖縄県告示第665号）、平成26年2月1日施行
平成26年 3月 5日	○慶良間諸島及びその周辺海域が慶良間諸島国立公園として指定
同年 4月 1日	○環境生活部が環境部へ組織再編
	○基地環境特別対策室を環境政策課内に設置
	○自然保護課が自然保護・緑化推進課へ組織再編
同年 6月27日	○沖縄県環境教育等推進行動計画策定
同年 8月28日	○九州ブロック環境担当部局長会議の沖縄開催
同年12月25日	○沖縄県環境審議会委員（16名）委嘱
同年12月26日	○沖縄県再生可能エネルギー等導入推進基金条例制定
平成27年 3月	○沖縄県自然環境再生指針策定
同年 3月26日	○沖縄県赤土等流出防止対策行動計画策定
同年 5月27日	○沖縄県自然環境保全審議会委員（15名）委嘱

年 月 日	事 項
同年 7月17日	○沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例（沖縄県条例第38号）及び同施行規則の一部を改正する規則（沖縄県規則第55号）、平成28年4月1日施行。主な改正点は、非飛散性石綿の規制の追加
同年11月1日	○公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例（平成27年沖縄県条例第39号）施行
平成28年3月	○廃棄物処理計画（第四期）策定
同年3月29日	○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正（沖縄県告示第193号）、平成28年7月1日施行
同年3月29日	○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正（沖縄県告示第194号）、平成28年7月1日施行
	○騒音に係る環境基準の地域類型の指定の一部改正（沖縄県告示第195号）、平成28年7月1日施行
	○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正（沖縄県告示第196号）、平成28年7月1日施行
同年4月1日	○環境政策課及び自然保護・緑化推進課を環境政策課、自然保護課及び環境再生課へ組織再編
同年8月9日	○沖縄県公害審査会委員（11名）委嘱
同年9月2日	○沖縄県、米国ハワイ州、韓国済州特別自治道間において「グリーンアイランドパートナーシップ設立に関する合意書」に署名
同年9月15日	○国頭村、大宜味村、東村の一部及びその周辺海域がやんばる国立公園として指定
同年10月27日	○沖縄県環境影響評価審査会委員（13名）委嘱
平成29年2月8日	○沖縄県環境審議会委員（16名）委嘱
同年3月	○沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン策定
同年4月1日	○環境再生課内に全国育樹祭準備室を設置
同年8月30日	○沖縄県自然環境保全審議会委員（15名）委嘱
平成30年2月22日	○本庁行政棟においてISO14001を認証取得
成30年3月30日	○沖縄県環境保全基金条例の一部を改正する条例（沖縄県条例第11号）、平成30年4月1日施行。主な改正点は、基金の処分規定の追加
	○沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例（沖縄県条例第10号）、平成30年10月1日全面施行。主な改正点は、対象事業（土地の造成を伴う事業）の追加と放射性物質に係る適用除外規定の削除等
	○沖縄県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（沖縄県規則第27号）、平成30年10月1日全面施行
同年4月1日	○自然保護課内に世界自然遺産推進室を設置
	○全国育樹祭準備室が全国育樹祭推進室へ組織再編
同年6月	○沖縄県外来種対策指針策定
同年8月28日	○平成28年に署名した「グリーンアイランドパートナーシップ設立に関する合意書」に基づき第1回グローバルグリーンアイランドサミットフォーラムを韓国済州特別自治道で開催し、同合意書署名地域に中国海南省を加えた4地域で共同宣言を行いGGISが発足
同年10月1日	○第2次沖縄県環境基本計画【改定計画】策定
同年6月	○沖縄県外来種対策指針策定
平成31年2月14日	○沖縄県環境審議会委員（16名）委嘱
令和元年8月9日	○沖縄県公害審査会委員（11名）委嘱
同年10月1日	○沖縄県自然環境保全審議会委員（15名）委嘱
同年10月28日	○沖縄県環境影響評価審査会委員（13名）委嘱
同年10月31日	○沖縄県希少野生動植物保護条例（沖縄県条例第46号）公布、令和2年11月1日全面施行

1 環境行政全般

年 月 日	事 項
同年12月 2日	○沖縄県環境整備センター（株）による公共関与産業廃棄物管理型最終処分場「安和エコパーク」が供用開始
同年12月14日	○「第43回全国育樹祭」の開催、14日に沖縄県平和創造の森でお手入れ行事、翌15日に沖縄コンベンションセンターで式典行事を開催
令和2年 3月	○沖縄県外来種対策行動計画策定 ○全国育樹祭推進室を廃止
同年 6月 5日	○沖縄県希少野生動植物保護条例施行規則（沖縄県規則第42号）公布、令和2年11月1日全面施行
令和3年 3月15日	○沖縄県環境審議会委員（16名）委嘱
同年 3月17日	○第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定
同年 3月23日	○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正（沖縄県告示第119号）、令和3年7月1日施行 ○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正（沖縄県告示第120号）、令和3年7月1日施行 ○騒音に係る環境基準の地域類型の指定の一部改正（沖縄県告示第121号）、令和3年7月1日施行 ○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正（沖縄県告示第122号）、令和3年7月1日施行
同年 3月26日	○沖縄県気候非常事態宣言
同年 7月26日	○「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録
令和4年 3月	○廃棄物処理計画（第五期）策定
令和4年 3月31日	○沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例（沖縄県条例第12号）及び同施行規則の一部を改正する規則（沖縄県規則第14号）、令和4年4月1日施行。主な改正点は、非飛散性石綿の規制の削除

2 大気関係

(1) 大気汚染常時監視局・測定結果一覧

ア 二酸化硫黄

二酸化硫黄の測定結果

(令和3年度)

測定局	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数		日平均値が0.04ppmを超えた日数、その割合及び2日以上連続したことの有無			日平均値の2%除外値	長期的評価による環境基準の適否
	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(有・無)	(ppm)	(○・×)
名 護	8,420	0.000	0.003	0	0	0	0	無	0.001	○
与那城	8,537	0.000	0.004	0	0	0	0	無	0.001	○
沖 縄	8,472	0.001	0.003	0	0	0	0	無	0.001	○
西 原	8,505	0.000	0.025	0	0	0	0	無	0.001	○
那 覇	8,337	0.000	0.007	0	0	0	0	無	0.001	○
石 垣	8,476	0.000	0.059	0	0	0	0	無	0.005	○

※日平均値の2%除外値：1年間のうちで濃度が高かった日に着目したとき、これらの日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つで、日平均値の2%除外値が環境基準値以下であることが長期的評価による環境基準に適合するための条件の一つとなる。

※長期的評価は測定時間6,000時間以上の測定局が対象となるため、6,000時間未満の測定局の評価は「-」で表示し、()内の値は参考値とする。

二酸化硫黄の経年変化

(単位：ppm)

測定局	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	年平均値	2%除外値	年平均値	2%除外値	年平均値	2%除外値	年平均値	2%除外値	年平均値	2%除外値
名 護	0.000	0.001	0.000	0.001	0.000	0.001	0.000	0.001	0.000	0.001
与那城	0.000	0.001	0.000	0.001	0.000	0.001	0.000	0.001	0.000	0.001
沖 縄	0.000	0.001	0.000	0.001	0.000	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001
西 原	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.000	0.001
那 覇	0.000	0.001	0.000	0.002	0.000	0.001	0.000	0.002	0.000	0.001
石 垣	0.001	0.005	(0.001)	(0.003)	0.001	0.005	(0.001)	(0.003)	0.000	0.005

※測定時間6,000時間未満の測定局の値は()で示し、参考値とする。

2 大気関係

イ 二酸化窒素

二酸化窒素の測定結果

(令和3年度)

測定局	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値の年間98%値	長期的評価による環境基準の適否	
				(日)	(%)	(日)	(%)			(ppm)
一般測定局	名護	5,684	0.002	0.017	0	0	0	0	0.004	○
	与那城	8,532	0.001	0.015	0	0	0	0	0.002	○
	沖縄	8,464	0.003	0.039	0	0	0	0	0.007	○
	西原	6,530	0.003	0.037	0	0	0	0	0.006	○
	那覇	8,550	0.004	0.040	0	0	0	0	0.008	○
	糸満	8,553	0.002	0.029	0	0	0	0	0.005	○
	平良	4,864	(0.001)	(0.031)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.003)	—
	石垣	7,708	0.001	0.043	0	0	0	0	0.007	○
自排局	牧港	8,510	0.005	0.048	0	0	0	0	0.013	○
	松尾	8,441	0.007	0.046	0	0	0	0	0.016	○

※日平均値の年間98%値：1年間のうちで濃度が高かった日に着目したとき、これらの日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つで、日平均値の98%値が環境基準値以下であることが長期的評価による環境基準に適合するための条件の一つとなる。

※自排局：自動車排出ガス測定局。

※長期的評価は測定時間6,000時間以上の測定局が対象となるため、6,000時間未満の測定局の評価は「—」で表示し、()内の値は参考値とする。

二酸化窒素の経年変化

(単位：ppm)

測定局	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
	年平均値	年間98%	年平均値	年間98%	年平均値	年間98%	年平均値	年間98%	年平均値	年間98%	
一般測定局	名護	0.002	0.005	0.002	0.005	0.002	0.005	0.002	0.005	0.002	0.004
	与那城	0.001	0.003	0.001	0.003	0.001	0.002	0.001	0.002	0.001	0.002
	沖縄	0.004	0.009	0.004	0.010	0.004	0.010	0.003	0.008	0.003	0.007
	西原	0.004	0.007	0.004	0.009	0.004	0.008	0.003	0.006	0.003	0.006
	那覇	0.006	0.011	0.005	0.012	0.005	0.010	0.004	0.009	0.004	0.008
	糸満	—	—	—	—	—	—	0.003	0.005	0.002	0.005
	平良	0.001	0.006	0.002	0.007	0.002	0.007	(0.001)	(0.004)	(0.001)	(0.003)
	石垣	0.002	0.012	0.003	0.004	0.002	0.010	0.001	0.006	0.001	0.007
自排局	牧港	0.008	0.017	0.007	0.015	0.006	0.015	0.006	0.013	0.005	0.013
	松尾	0.014	0.031	(0.011)	(0.026)	0.010	0.020	0.008	0.015	0.007	0.016

※測定時間6,000時間未満の測定局の値は()で示し、参考値とする。「—」は欠測を示す。

ウ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の測定結果

(令和3年度)

	測定局	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数、その割合及び2日以上連続したことの有無			日平均値の2%除外値	長期的評価による環境基準の適否
		(時間)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(有・無)	(mg/m ³)	(○・×)
一般測定局	名 護	8,407	0.013	0.104	0	0	0	0	無	0.027	○
	与那城	8,549	0.017	0.182	0	0	0	0	無	0.034	○
	沖 縄	8,499	0.015	0.093	0	0	0	0	無	0.040	○
	西 原	6,509	0.014	0.128	0	0	0	0	無	0.028	○
	那 覇	8,567	0.018	0.140	0	0	0	0	無	0.043	○
	平 良	4,650	(0.014)	(0.062)	(0)	(0)	(0)	(0)	(無)	(0.033)	—
	石 垣	8,465	0.017	0.108	0	0	0	0	無	0.040	○
自排局	牧 港	8,529	0.013	0.113	0	0	0	0	(無)	0.024	○

※日平均値の2%除外値：1年間のうちで濃度が高かった日に着目したとき、これらの日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つで、日平均値の2%除外値が環境基準値以下であることが長期的評価による環境基準に適合するための条件の一つとなる。

※自排局：自動車排出ガス測定局。

※長期的評価は測定時間6,000時間以上の測定局が対象となるため、6,000時間未満の測定局の評価は「—」で表示し、()内の値は参考値とする。

浮遊粒子状物質の経年変化

(単位：mg/m³)

	測定局	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		年平均値	2%除外値	年平均値	2%除外値	年平均値	2%除外値	年平均値	2%除外値	年平均値	2%除外値
一般測定局	名 護	0.014	0.031	0.015	0.029	0.012	0.025	0.014	0.027	0.013	0.027
	与那城	0.018	0.035	0.018	0.036	0.020	0.045	0.018	0.037	0.017	0.034
	沖 縄	0.018	0.038	0.018	0.037	0.018	0.040	0.017	0.037	0.015	0.040
	西 原	0.016	0.030	0.016	0.033	0.017	0.033	0.014	0.030	0.014	0.028
	那 覇	0.020	0.043	0.019	0.045	0.020	0.044	0.018	0.037	0.018	0.043
	平 良	0.017	0.030	(0.015)	(0.033)	0.016	0.032	(0.014)	(0.030)	(0.014)	(0.033)
	石 垣	0.014	0.030	(0.019)	(0.034)	(0.020)	(0.042)	0.019	0.038	0.017	0.040
自排局	牧 港	0.014	0.028	0.017	0.032	0.020	0.038	(0.018)	(0.032)	0.013	0.024

※測定時間6,000時間未満の測定局の値は()で示し、参考値とする。「—」は欠測を示す。

2 大気関係

エ 一酸化炭素

一酸化炭素の測定結果

(令和3年度)

測定局	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値の8時間平均値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数、その割合及び2日以上連続したことの有無			日平均値の2%除外値	長期的評価による環境基準の適否
	(時間)	(ppm)	(ppm)	(回数)	(%)	(日)	(%)	(有・無)	(ppm)	(○・×)
那 覇	109	0.3	0.5	0	0	0	0	無	0.4	○
松 尾	8,318	0.2	1.0	0	0	0	0	無	0.4	○

※日平均値の2%除外値：1年間のうちで濃度が高かった日に着目したとき、これらの日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つで、日平均値の2%除外値が環境基準値以下であることが長期的評価による環境基準に適合するための条件の一つとなる。

※那覇局は一般大気測定局であり、松尾局は自動車排出ガス測定局である。

一酸化炭素の経年変化

(単位：ppm)

測定局	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	年平均値	2%除外値	年平均値	2%除外値	年平均値	2%除外値	年平均値	2%除外値	年平均値	2%除外値
那 覇	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.3	0.3	0.4
松 尾	0.4	0.7	0.3	0.6	0.3	0.6	0.3	0.5	0.2	0.4

※測定時間6,000時間未満の測定局の値は()で示し、参考値とする。

オ 光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定結果

(令和3年度)

測定局	測定時間		昼間の1時間値の年平均	昼間の1時間値の最高値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間		環境基準の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(○・×)
名 護	355	5,267	0.033	0.068	22	89	0	0	×
与那城	359	5,361	0.034	0.067	9	33	0	0	×
沖 縄	356	5,288	0.030	0.069	9	42	0	0	×
那 覇	342	5,045	0.030	0.065	3	19	0	0	×
糸 満	358	5,313	0.035	0.069	17	92	0	0	×
平 良	133	1,943	0.022	0.057	0	0	0	0	○
石 垣	160	2,382	0.030	0.075	6	24	0	0	×

※「昼間」とは5時から20時までの時間帯をいう。

※環境基準が「1時間値が0.06ppm以下であること。」から、昼間の1時間値が1つでも0.06ppmを超えた場合は、環境基準の適否が「×」と評価される。

光化学オキシダントの経年変化

(単位：ppm)

測定局	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	年平均値	昼間の1時間 間の最高値	年平均値	昼間の1時間 間の最高値	年平均値	昼間の1時間 間の最高値	年平均値	昼間の1時間 間の最高値	年平均値	昼間の1時間 間の最高値
名 護	0.035	0.094	0.032	0.086	0.032	0.076	0.031	0.074	0.033	0.068
与那城	0.035	0.085	0.034	0.092	0.032	0.073	0.032	0.074	0.034	0.067
沖 縄	0.031	0.094	0.032	0.094	0.032	0.076	0.031	0.079	0.030	0.069
那 覇	0.030	0.089	0.033	0.095	0.033	0.081	0.031	0.078	0.030	0.065
糸 満	0.036	0.101	0.035	0.097	0.037	0.088	0.030	0.074	0.035	0.069
平 良	0.028	0.080	0.034	0.111	0.034	0.077	0.027	0.078	0.022	0.057
石 垣	0.027	0.071	0.031	0.114	0.030	0.078	0.031	0.078	0.030	0.075

カ 微小粒子状物質

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	環境基
年平均 値	名 護			11.4	10.3	8.8	8.6	9.5	8.5	8.1	7.1	長期 基準 15
	沖 縄	14.9	15.9	16.6	14.0	12.2	6.8	6.9	6.3	6.3	5.5	
	那 覇			10.9	10.4	8.6	9.3	8.2	8.2	7.7	6.5	
	平 良			11.6	10.0	9.1	8.9	(7.5)	(8.9)	7.7	6.8	
	石 垣			11.2	9.9	8.9	8.1	(8.4)	(9.0)	7.8	6.9	
日平均 値の年 間 98% 値※	名 護			34.5	24.0	22.8	18.5	21.0	17.6	18.9	14.5	短期 基準 35
	沖 縄	33.5	34.3	44.2	33.0	31.5	16.7	17.2	15.1	17.9	12.8	
	那 覇			29.1	24.5	24.1	20.2	20.4	17.5	19.1	13.4	
	平 良			34.7	24.2	26.6	21.5	(22.5)	(19.1)	17.8	13.5	
	石 垣			35.3	26.1	25.1	20.1	(24.1)	(20.8)	18.3	15.3	

※測定日が 250 日に満たない測定局の値は()で示し、参考値とする。

※長期基準及び短期基準に関する評価の両方を満足した局について、環境基準値が達成されたと判断する。

海塩補正降下ばいじん量の年平均値

(単位： $\text{t}/\text{km}^2 \cdot \text{月}$)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
降下量	1.4	2.0	2.9	1.8	2.9	1.7	1.8	4.7	2.3	2.0

3 水質関係

(1) 健康項目測定地点数（河川）

番号	河川名	調査地点数	番号	河川名	調査地点数
1	比謝川	3	15	安謝川	2
2	国場川	3	16	報得川	1
3	満名川	2	17	牧港川	2
4	福地川	1	18	辺野喜川	2
5	天願川	3	19	饒波川	2
6	漢那川	1	20	源河川	1
7	羽地大川	2	21	平南川	1
8	我部祖河川	4	22	大保川	2
9	新川川	2	23	宮良川	1
10	安波川	2	24	名蔵川	1
11	普久川	2	25	雄樋川	2
12	汀間川	2	26	億首川	1
13	久茂地川	2			
14	安里川	2		合計	49

(2) 健康項目測定結果（河川）

測定項目	調査地点数	環境基準 超過地点数	測定項目	調査地点数	環境基準 超過地点数
カドミウム	42	0	1,1,2-トリクロロエタン	42	0
全シアン	42	0	トリクロロエチレン	42	0
鉛	42	0	テトラクロロエチレン	42	0
六価クロム	42	0	1,3-ジクロロプロペン	42	0
砒素	42	0	チウラム	42	0
総水銀	42	0	シマジン	42	0
アルキル水銀	42	0	チオベンカルブ	42	0
P C B	42	0	ベンゼン	42	0
ジクロロメタン	42	0	セレン	42	0
四塩化炭素	42	0	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	42	0
1,2-ジクロロエタン	42	0	ふっ素	39	0
1,1-ジクロロエチレン	42	0	ほう素	39	0
トリス-1,2-ジクロロエチレン	42	0	1,4-ジオキサン	42	0
1,1,1-トリクロロエタン	42	0	合計	1,128	0

(3) 河川水質の環境基準達成状況

河川 No.	水域 No.	環境基準 類型指定 水域名	類 型	基 準 値	環 境 基 準 点										
						H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
1	1	比謝川(1)	B	3	比謝川ポンプ場	1.3	0.8	0.9	1.1	0.9	2.9	1.6	0.8	1.3	0.9
	2	比謝川(2)	C	5	トニー橋	1.8	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	3	比謝川(3)	C	5	与那原川合流点	2.5	1.8	2.2	2.2	2.1	2.4	2.6	2.6	1.6	1.7
2	4	国場川(1)	C	5	那覇大橋	1.9	2.0	2.1	2.4	2.0	2.4	1.8	1.7	1.3	1.3
	5	国場川(2)	E	10	真玉橋	3.8	5.2	3.5	4.2	3.4	4.9	4.3	4.5	2.8	2.2
3	6	満名川(1)	A	2	渡久地橋	0.8	0.9	0.5	1.6	1.7	2.0	1.2	0.9	0.8	1.2
	7	満名川(2)	A	2	伊野波川合流点	0.6	0.7	0.7	1.6	1.1	1.1	1.2	0.5	1.1	1.0
4	8	福地川	A	2	福地ダム	0.5	0.7	0.7	0.6	0.6	0.7	<0.5	0.6	1.0	<0.5
5	9	天願川(1)	B	3	河口	0.9	1.2	1.1	1.3	1.5	1.5	0.8	1.3	0.9	1.1
	10	天願川(2)	B	3	合流点下流100m	2.3	2.8	3.6	5.2	2.1	2.1	1.9	1.8	1.4	1.2
6	11	漢那川	A	2	漢那ダム	0.5	1.2	0.6	0.6	<0.5	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	0.9
7	12	羽地大川	A	2	名護市取水場	1.0	0.7	0.6	0.8	1.0	1.3	1.1	1.0	0.7	1.5
8	13	我部祖河川(1)	A	2	石橋	1.6	2.4	2.9	3.6	3.5	5.3	4.8	3.3	1.9	3.2
	14	我部祖河川(2)	A	2	奈佐田川合流点～上流100m	1.3	1.1	1.1	1.6	1.0	1.9	1.4	1.0	1.3	1.9
	15	我部祖河川(3)	A	2	奈佐田川合流点～支川100m	<0.5	0.5	0.8	1.1	1.1	1.1	1.0	<0.5	0.5	0.5
9	16	新川川(1)	A	2	下流の高江橋	0.5	<0.5	0.6	<0.5	0.6	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5
	17	新川川(2)	A	2	新川ダム	0.8	1.7	1.0	0.9	1.1	0.8	0.5	0.7	1.5	1.2
10	18	安波川(1)	A	2	安波大橋	0.7	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5
	19	安波川(2)	A	2	長福地橋	0.6	<0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.8	<0.5	<0.5	0.5
11	20	普久川(1)	A	2	御拝橋	<0.5	<0.5	0.5	0.8	0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5
	21	普久川(2)	A	2	御拝橋上流420mの沢	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	0.6	<0.5
12	22	汀間川(1)	A	2	嘉手苅橋から上流200m	0.8	0.8	0.8	2.8	2.7	2.2	1.7	0.5	0.9	1.4
	23	汀間川(2)	A	2	三原橋	0.9	0.6	0.7	0.9	1.9	1.1	1.1	0.9	0.4	0.6
13	24	久茂地川	C	5	泉崎橋	1.9	1.4	1.2	0.6	1.1	0.8	1.1	<0.5	0.6	0.5
14	25	安里川	D	8	安里新橋	2.3	3.1	1.4	1.0	1.2	1.5	1.0	1.1	0.5	0.8
15	26	安謝川	C	5	安謝橋	2.5	1.1	1.0	1.0	1.6	0.8	1.2	0.5	1.3	0.9
16	27	報得川	E	10	水位計設置点	6.0	4.9	4.5	4.3	4.4	5.3	5.8	5.2	9.2	6.6
17	28	牧港川	C	5	境橋上流50m(旧牧港取水場跡)	1.7	2.0	1.5	0.8	1.7	1.6	1.8	2.2	2.2	1.3
	大謝名橋上流200m(旧宇地泊川取水場跡)				1.6	1.5	1.3	1.0	1.1	1.3	2.4	2.4	1.8	1.5	
18	29	辺野喜川	A	2	辺野喜橋	0.6	<0.5	0.6	<0.5	0.5	0.8	0.9	<0.5	<0.5	<0.5
19	30	饒波川	D	8	石火矢橋	3.2	2.7	3.7	4.3	2.3	4.1	3.0	4.1	3.0	5.2
20	31	源河川	A	2	取水場	<0.5	<0.5	0.6	1.5	1.6	0.9	1.3	0.5	0.3	<0.5
21	32	平南川	A	2	アザカ橋下流30m	1.2	1.0	<0.5	1.1	1.6	2.8	1.1	0.7	1.2	0.5
22	33	大保川	A	2	田港橋	0.9	1.3	0.9	1.7	1.2	4.4	1.1	0.7	1.0	1.1
23	34	宮良川	A	2	平喜名橋	0.9	0.7	0.7	0.8	0.7	0.8	0.6	0.6	0.6	0.9
24	35	名蔵川	A	2	石糖取水場前	0.6	0.7	0.7	0.7	1.0	0.5	0.5	0.5	0.7	0.8
25	36	雄樋川	D	8	前川	2.7	1.7	1.5	2.0	3.6	0.5	3.7	3.7	2.2	1.7
					石川橋	4.6	3.5	3.6	3.9	6.1	5.3	5.3	4.1	4.8	4.1
環境基準未達成水域数						0	1	2	2	2	4	1	1	0	1
環境基準類型指定水域数						36	36	35	35	35	35	35	35	35	35
達成率% (環境基準達成水域数/指定水域数×100)						100	97	94	94	94	89	97	97	100	97

※太字かつ網掛けの地点は、環境基準未達成の地点です。

3 水質関係

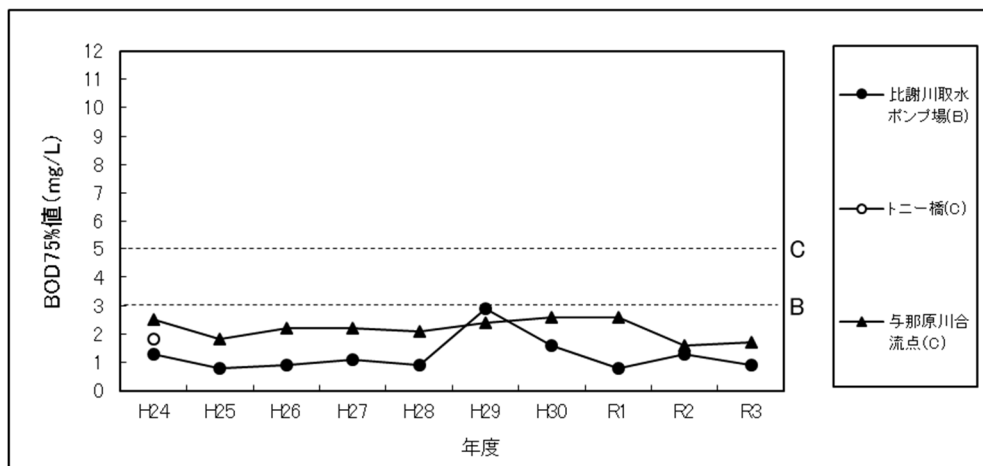
(4) 各河川の概況及び水質

ア 比謝川

比謝川は、沖縄島中部に位置し、その源を沖縄市の緩やかな丘陵地帯に発し、沖縄市市街地を南北に貫流し、沖縄市美里地先においてカフンジャー川を合流した後、流れを西方に変え与那原川（二級河川）等の支川を合流しながら、国道 58 号付近で長田川と合流し、読谷村と嘉手納町の境界で東シナ海に注ぐ幹線流路延長 21.8km（比謝川 15.4km、与那原川 6.4km）、流域面積 50.9km²の沖縄島最大の二級河川です。

昭和 48 年度に、比謝橋下流の堰^{えんてい}堤からトニー橋までと長田川を水質環境基準の B 類型（BOD 3 mg/L）、トニー橋から与那原川合流点までを C 類型（BOD 5 mg/L）、与那原川合流点から上流とハンザ川の昭和橋までを D 類型（BOD 8 mg/L）に指定しました。その後、上流域の水質が改善傾向にあったことから、平成 15 年度末に与那原川合流点から上流の類型を見直し、平成 16 年度以降は C 類型としています。

環境基準点における水質の経年変化は、下図のとおりです。比謝川取水ポンプ場地点では平成 13 年度以降継続して環境基準を達成しています。トニー橋地点では平成 8 年度から継続して環境基準を達成しています。与那原川合流点地点では昭和 63 年度から継続して環境基準を達成しており、平成 16 年度に D 類型から C 類型に見直しましたが、その後も環境基準を達成しています。平成 24 年度に 3 水域の水質類型指定を 2 水域に改正し、それに伴って、平成 25 年度以降はトニー橋での測定を終了しています。

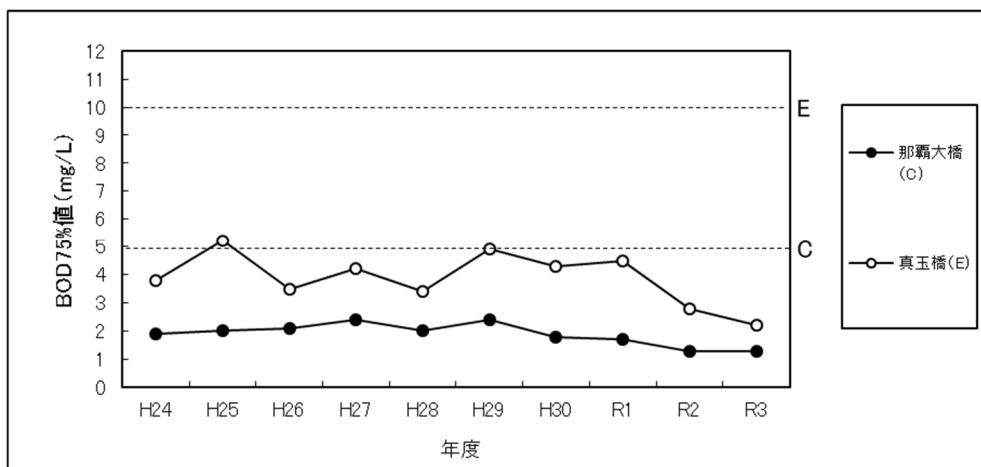


比謝川の水質（BOD75%値）経年変化

イ 国場川

国場川は、与那原町と西原町の境界にある運玉森に源を発し、準用河川の宮平川、普通河川の宮城川と合流し、那覇市と南風原町の市街地を貫流したのち、2級河川の長堂川・饒波川と合流し、河口部で2級河川の久茂地川と合流後那覇港へ注ぐ、流域面積 43.1km²、幹線流路延長 11.3km の二級河川です。昭和 48 年度に明治橋から真玉橋を C 類型（BOD 5 mg/L）、真玉橋から上流の一部を E 類型（BOD 10mg/L）に指定しています。

環境基準点における水質の経年変化は、那覇大橋及び真玉橋の両地点で改善しており、那覇大橋では平成 14 年度以降は環境基準を達成し、改善傾向が見られます。真玉橋地点では平成 12 年度以降継続して環境基準を達成し、ここ数年は横ばいとなっています。



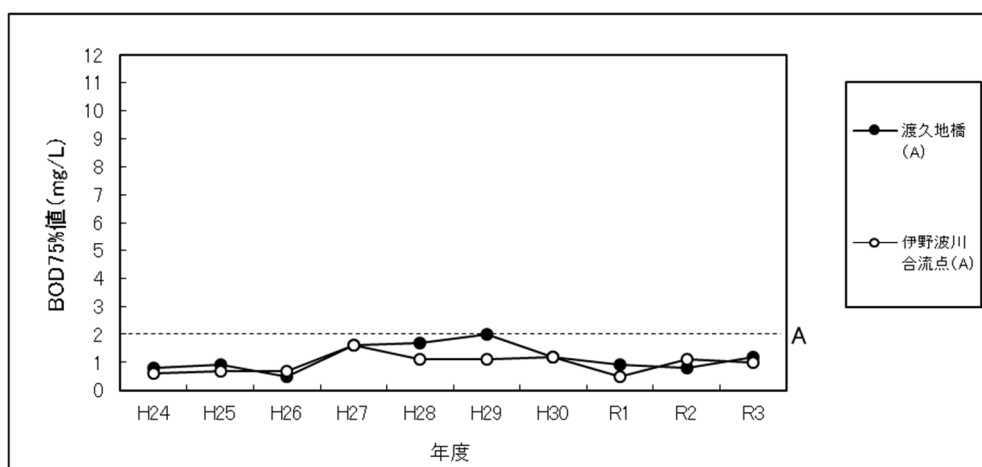
国場川の水質 (BOD75%値) 経年変化

ウ 満名川

満名川は、沖縄島北部の本部町に位置し、その源を八重岳と伊豆味の山中に発し、普通河川の笹川、佐伊土間川、伊野波川 (準用河川)、尻無川、ウナジャラ川の支川を合わせつつ、本部町の市街地を西に向かって流下し、東シナ海に注ぐ、流域面積 12.1km²、幹線流路延長 4.4km の二級河川です。

昭和 49 年度に伊野波川合流点から渡久地橋までを B 類型 (BOD 3 mg/L) に、伊野波川合流点から上流を A 類型 (BOD 2 mg/L) に指定し、翌年度から適用しました。その後、水質が改善傾向にあったことから、平成 16 年度以降は伊野波川合流点から渡久地橋までの類型を見直し、B 類型から A 類型としています。

環境基準点における水質の経年変化は、伊野波川合流点地点で昭和 58 年度は未達成となりましたが、それ以外はすべて基準を達成しています。



満名川の水質 (BOD75%値) 経年変化

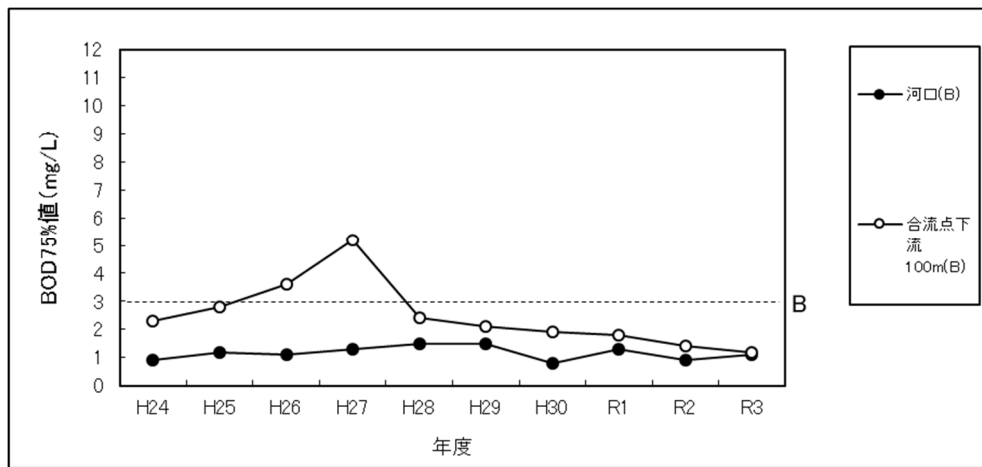
3 水質関係

エ 天願川

天願川は、沖縄島中部のうるま市に位置し、その源を読谷山岳に発し、川崎川(二級河川)やヌーリ川(準用河川)等を合わせ、金武湾(太平洋)に注ぐ、流域面積 31km²、幹川流路延長 10.7 kmの二級河川で、水道水源として取水されるなど利水上重要な河川です。

昭和 50 年度に企業局取水場から上流を B 類型 (BOD 3 mg/L)、下流を C 類型 (BOD 5 mg/L) に指定していましたが、その後、水質が改善傾向にあったことから、平成 16 年度以降は取水場から下流河口までの類型を見直し、B 類型としています。

環境基準点における水質の経年変化は、下図のとおりです。河口地点では昭和 62 年度より継続して環境基準を達成しています。支流の川崎川との合流点下流地点では、平成 26 及び 27 年度は未達成といいましたが、平成 28 年度以降は達成となっています。



天願川の水質 (BOD75%値) 経年変化

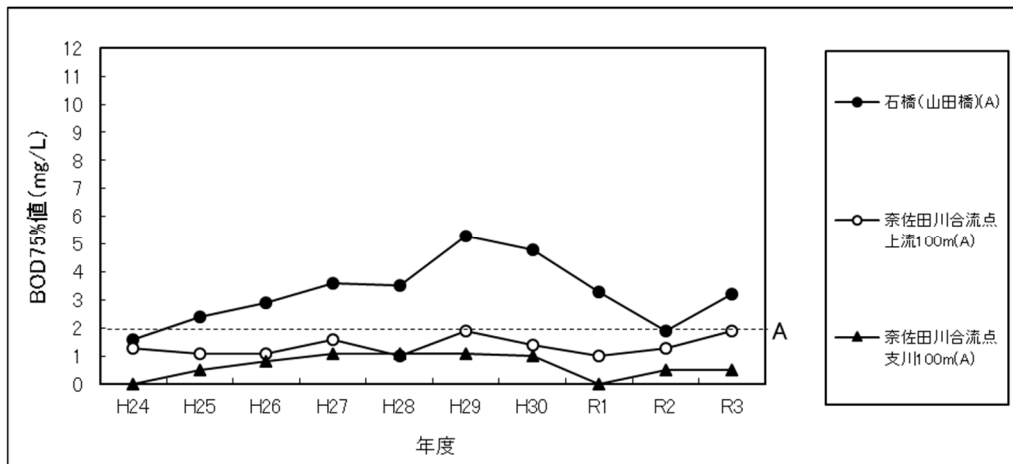
オ 我部祖河川

我部祖河川は、沖縄島北部の名護市に位置し、その源を名護岳(345.2m)に発し、北西に流下した後、喜知留川(普通河川)と合流し、平地に広がる畑の中を直線的に流れ、奈佐田川(普通河川)と合流した後は、流れを北東に転じ、河口部で蛇行して羽地内海に注ぐ、幹川流路延長 6.1km、流域面積 14.7km² の二級河川です。

昭和 50 年度に上流を A 類型 (BOD 2 mg/L)、中流を D 類型 (BOD 8 mg/L)、支流の奈佐田川を A 類型に指定していましたが、その後、水質が改善傾向にあったことから、平成 16 年度以降は中流域の類型を見直し、A 類型としています。

環境基準点における水質の経年変化は、下図のとおりです。支流の奈佐田川は平成 4 年度以降、環境基準を達成しています。我部祖河川中流(奈佐田川との合流点から上流)は D 類型の環境基準は達成していましたが、平成 16 年度から A 類型の基準を適用したところ、平成 16、18 及び 19 年度は環境基準を達成しませんでした。しかし、平成 20 年度以降は環境基準を達成しています。

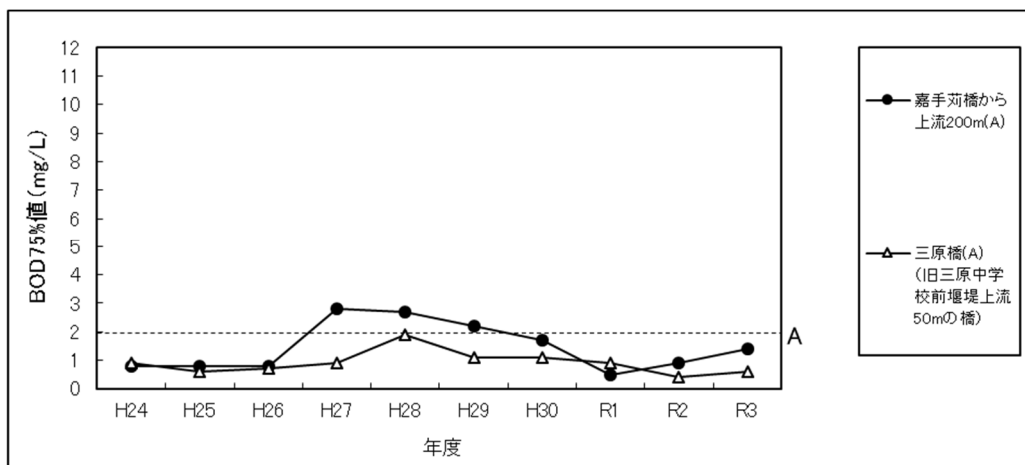
上流地点の石橋(山田橋)地点では、昭和 51 年度の測定以降、平成 8、23、24 年度及び令和 2 年度以外は環境基準を達成しておらず、令和 3 年度も未達成となっています。平成 22 年度に行われた汚濁負荷量調査によると、生活排水が環境基準未達成となる原因とされています。



我部祖河川の水質 (BOD75%値) 経年変化

カ ていま
汀間川

汀間川は、沖縄島北部の名護市に位置し、東海岸の大浦湾に注ぐ流域面積 12.7km²、指定延長 4 km の河川です。昭和 52 年度に三原小中学校前堰堤から上流を A 類型 (BOD 2 mg/L)、下流を B 類型 (BOD 3 mg/L) に指定していましたが、その後、水質が改善傾向にあったことから、平成 16 年度以降は下流域の類型を見直し、A 類型としています。環境基準点における水質の経年変化は、三原橋 (旧 : 三原小中校前堰堤上流 50m の橋) では類型指定以降、昭和 56 年度以外は環境基準を達成しています。嘉手苅橋から上流 200m 地点においては、平成 27 年度から平成 29 年度にかけては、原因は不明ですが水質の悪化が生じ環境基準を達成していませんでしたが、平成 30 年度以降は達成しています。



汀間川の水質 (BOD75%値) 経年変化

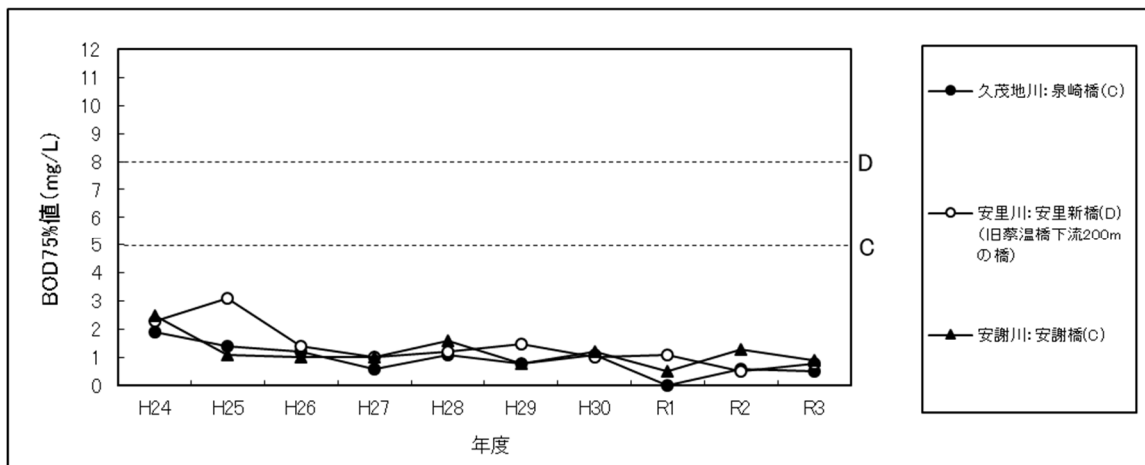
3 水質関係

キ 久茂地川・安里川・安謝川

久茂地川は、那覇市泊の崇元寺付近で安里川から分岐し、明治橋を經由して那覇港に注ぐ流域面積 3.3km²、指定延長 2 km の典型的な都市河川です。昭和 53 年度に E 類型 (BOD 10mg/L) に指定していましたが、その後、水質が改善傾向にあったことから、平成 16 年度以降は類型を見直し、C 類型 (BOD 5 mg/L) としています。環境基準点における水質の経年変化は、平成 9 年度以降継続して環境基準を達成しています。

安里川は、那覇市東部の弁ヶ嶽 (標高 166m) に水源を發し、南風原町新川地先を南西方向に向かい、那覇市に入って流れを北西方向に変え、真嘉比川等の支川を合わせ、久茂地川を分流し東シナ海に注ぐ、流路延長 13.6km (安里川 7.3km、真嘉比川 3.3km、久茂地川 2 km、潮渡川 1 km)、流域面積 13.2km²の二級河川です。久茂地川と同様、昭和 53 年度に E 類型に指定しましたが、平成 16 年度以降は類型を見直し、D 類型 (BOD 8 mg/L) としています。環境基準点における水質の経年変化は、平成 9 年度以降継続して環境基準を達成しています。

安謝川は、那覇市及び浦添市に位置し、その源を那覇市首里石嶺町の標高 100～ 160m の丘陵地に發し、丘陵に広がる住宅地の中を南西に流下し支川石嶺川 (普通河川) を合わせ、中流域の末吉公園の中を流下した後に、支川沢岷川 (普通河川)、銘苧川 (普通河川) を合わせ東シナ海に注ぐ、幹川流路延長 5.7km、流域面積 8.1km²の二級河川です。昭和 53 年度に E 類型に指定しましたが、平成 16 年度以降は類型を見直し、C 類型としています。環境基準点における水質の経年変化は、平成 9 年度以降継続して環境基準を達成しています。

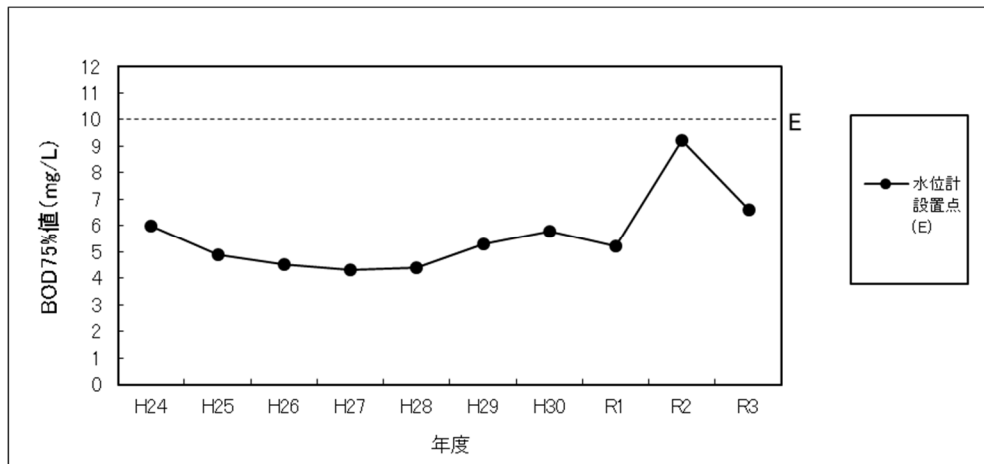


久茂地川・安里川・安謝川の水質 (BOD75%値) 経年変化

ク 報得川

報得川流域は、沖縄島南部に位置し、南城市大里稲嶺で耕作地の水を集めた小さな溝を源として、南西方向に向かい流れ、南城市、八重瀬町、糸満市をまたぎ兼城にて流路を北に向け東シナ海に注ぐ、幹線流路延長 10.8km、流域面積 19.2km² の二級河川です。

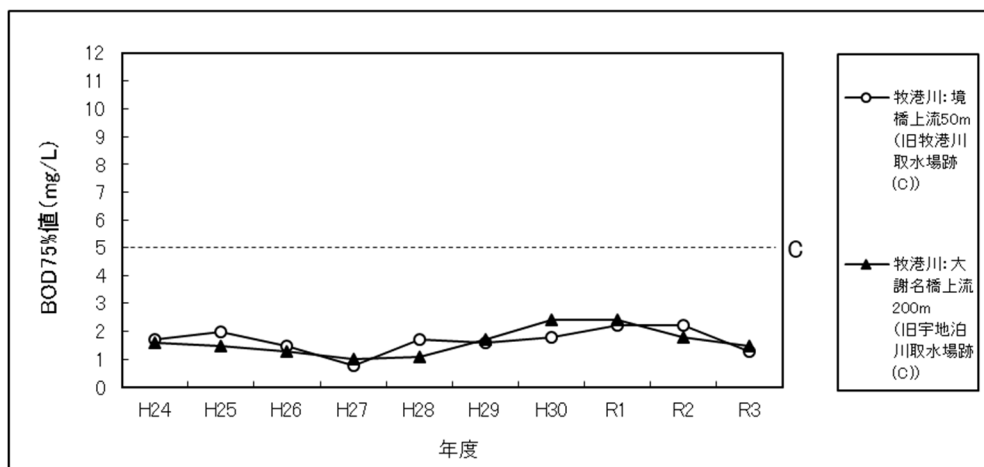
昭和 54 年度に E 類型 (BOD 10mg/L) に指定しています。環境基準点における水質の経年変化は、平成 18 年度まで多くの年で環境基準を達成していませんでしたが、平成 19 年度以降継続して環境基準を達成しています。



報得川の水質 (BOD75%値) 経年変化

ケ 牧港川

牧港川は、西原町を源とする牧港川と宇地泊川がそれぞれ、浦添市、宜野湾市を経て国道 58 号線の付近で合流ののち牧港湾に注ぐ、流域面積 23.2km²、指定延長 9.3km(牧港川 3.3km、宇治泊川 6 km)の河川で、昭和 55 年度に C 類型 (BOD 5 mg/L) に指定しています。環境基準点における水質の経年変化は、境橋上流 50m (旧：牧港川取水場跡) では昭和 59 年度より環境基準を達成していませんでしたが、平成 21 年度以降は達成しています。大謝名橋上流 200m (旧：宇地泊川取水場跡) では平成 10 年度以降継続して環境基準を達成しています。



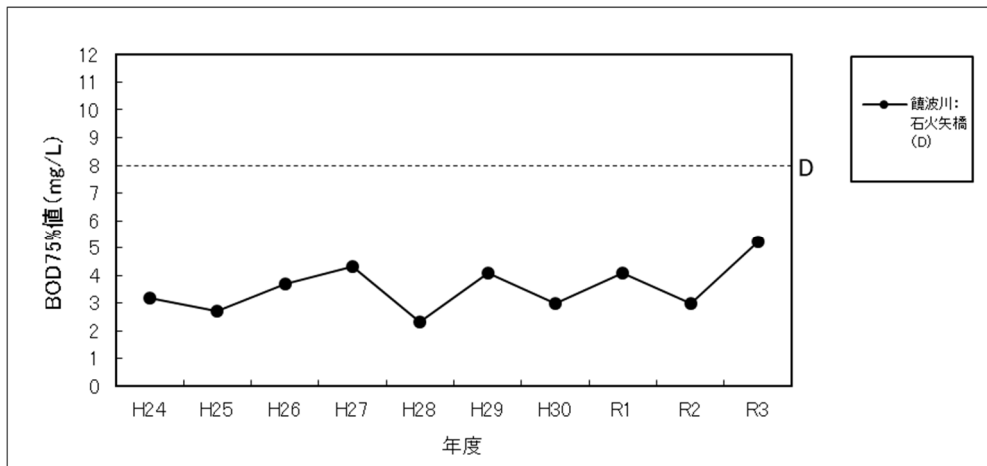
牧港川の水質 (BOD75%値) 経年変化

コ のは 饒波川

国場川流域の南側に位置する饒波川は、大里城跡付近に源を發し、普通河川の轟川、根差部川と合流し、河口の漫湖で国場川に合流する流域面積 14.6km²、幹川流路延長 15.6km の二級河川で、昭和 58 年度に D 類型 (BOD 8 mg/L) に指定しています。

環境基準点においては、平成 12 年度以降継続して環境基準を達成しています。

3 水質関係



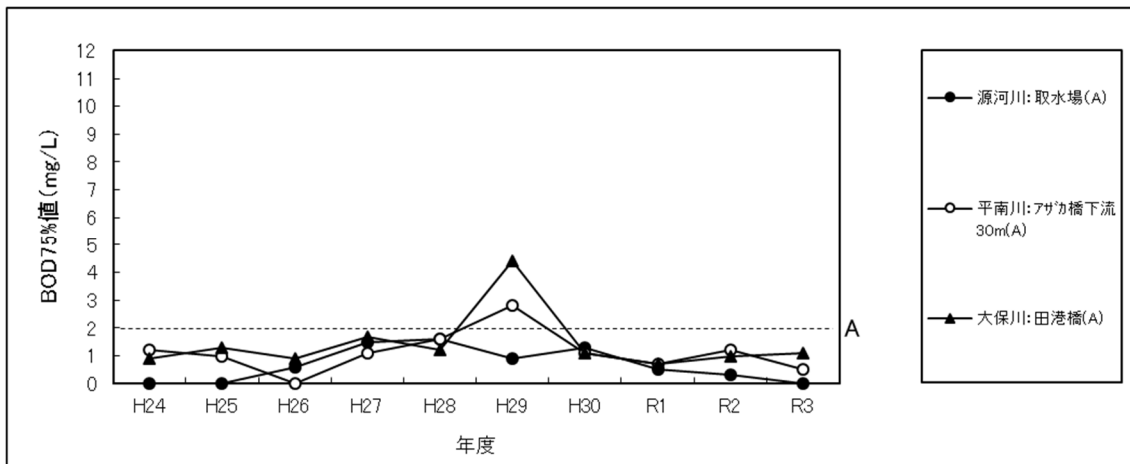
饒波川の水質 (BOD75%値) 経年変化

サ 源河川・平南川・大保川

源河川は、名護市宇源河の大湿帯と一ツ岳に源を發し、源河集落内を経て東シナ海に注ぐ、流域面積 20.0km²、指定延長 13.5km の河川で、昭和 62 年度に A 類型に指定しています。環境基準点における水質の経年変化はきわめて良好な状態で安定的に推移しており、類型指定以降、環境基準を達成しています。

平南川は、名護市と大宜味村に連なる山岳地帯を源として東シナ海に注ぐ流域面積 11.1 km²、河川延長 5.3km の河川で、平成元年度に A 類型に指定しています。平成 5 年度より継続して環境基準を達成していました。平成 29 年度は原因は不明ですが水質の悪化が生じ基準を達成していませんでしたが、平成 30 年度以降は達成しています。

大保川は、沖縄島北部の大宜味村に位置し、その源を幸地山※(海拔 295m) 付近に發し、普通河川の大工又川、江洲川と合流して塩屋湾に注ぐ、流域面積 23.7km²、幹川流路延長 10.3 km の二級河川で、平成元年度に B 類型 (BOD 3 mg/L) に指定していましたが、平成 16 年度以降は、A 類型 (BOD 2 mg/L) としています。平成 5 年度より継続して環境基準を達成していました。平成 29 年度は原因は不明ですが水質の悪化が生じ基準を達成していませんでしたが、平成 30 年度以降は環境基準を達成しています。(※地元での呼称)

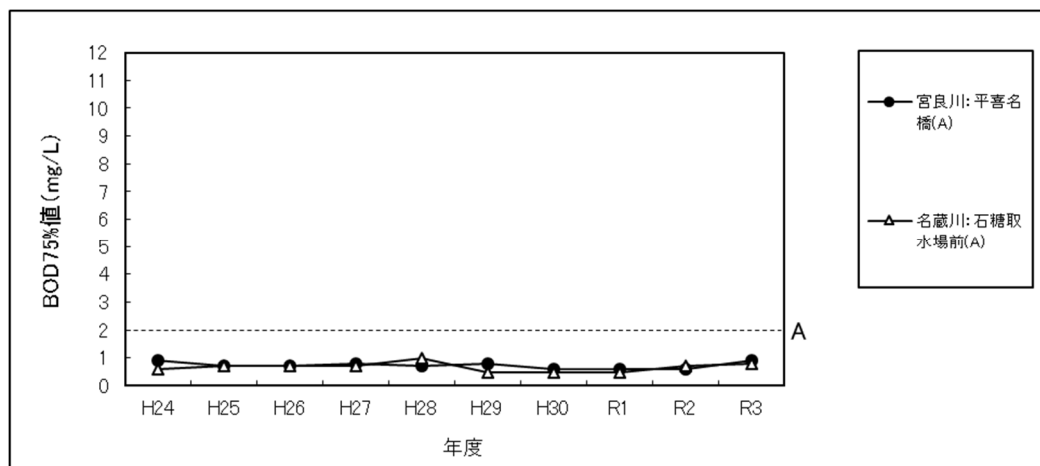


源河川・平南川・大保川の水質 (BOD75%値) 経年変化

シ 宮良川・名蔵川

宮良川は、石垣島の於茂登岳山系に源を發し南下して宮良湾に注ぐ流域面積 47.9km²、指定延長 16.5km（宮良川 12km、底原川 4.5km）の河川で、河口付近にマングローブが繁茂する石垣島最大の河川です。平成元年度に A 類型（BOD 2 mg/L）に指定しています。環境基準点における水質の経年変化は図 12 のとおりで、平成 12 年度以降継続して環境基準を達成しています。

名蔵川は、沖縄島の南西約 400km の東シナ海にある石垣島の西側に位置し、その源を於茂登山系に發し、白水川（普通河川）や於茂登岳を源とするブネラ川（二級河川）を合わせ、石垣市元名蔵において名蔵湾へ注ぐ、幹川流路延長約 5.3km、流域面積 16.1km²の二級河川です。河口付近は「アンパル」と呼ばれる広大な泥湿地帯となっており、マングローブ林が発達しています。平成元年度に宮良川と同様に A 類型に指定しています。環境基準点における水質の経年変化は平成 12 年度以降、環境基準を達成しています。

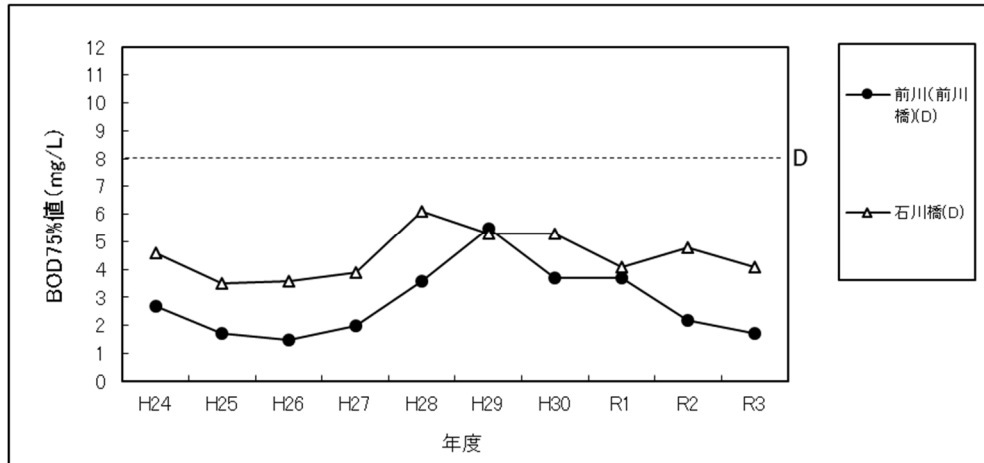


宮良川・名蔵川の水質 (BOD75%値) 経年変化

3 水質関係

ス 雄樋川

雄樋川は、南城市大里の大城ダムを源に、南城市玉城、八重瀬町を流れ、港川漁港に注ぐ流域面積 13.7km²、指定延長 2.5km の河川で、平成 8 年度に D 類型 (BOD 8 mg/L) に指定しています。前川(前川橋)地点は平成 15 年度以降継続して環境基準を達成しています。また、石川橋地点では平成 19 年度まで多くの年で環境基準を達成していませんでしたが、平成 20 年度以降は達成しています。



雄樋川の水質 (BOD75%値) 経年変化

セ 福地川・漢那川・羽地大川・新川川・安波川・普久川・辺野喜川

福地川、漢那川、羽地大川、新川川、安波川、普久川及び辺野喜川は、沖縄島北部に位置し、上流は国管理ダム湖で、県民の水甕となっています。

福地川：太平洋に注ぐ流域面積 52.1km²、指定延長 25.1km の河川で昭和 49 年度に A 類型に指定。

漢那川：太平洋に注ぐ流域面積 9 km²、指定延長 3.5km の河川で昭和 50 年度に企業局取水場跡地から上流を A 類型に指定。

羽地大川：羽地内海に注ぐ流域面積 32.8km²、指定延長 15.3km の河川で、昭和 50 年度に A 類型に指定。

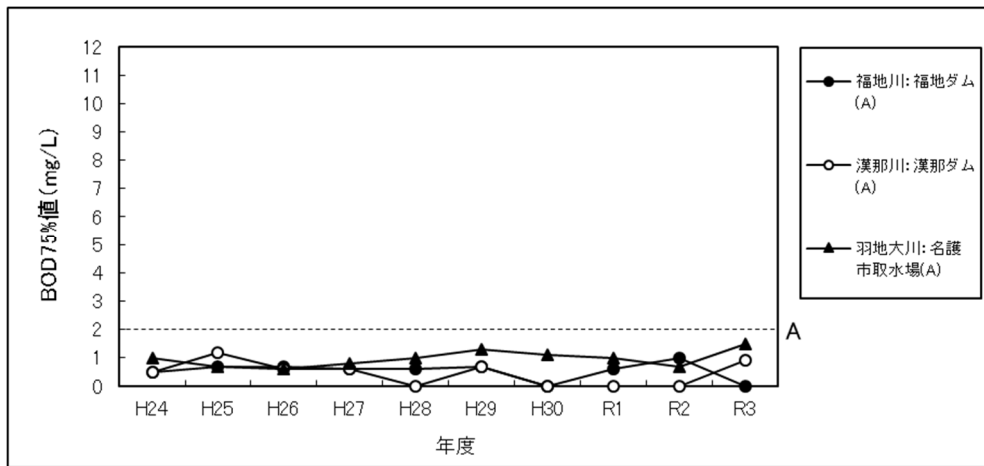
新川川：太平洋に注ぐ流域面積 11.3km²、指定延長 6.2km の河川で昭和 52 年度に A 類型に指定。

普久川：太平洋に注ぐ流域面積 17km²、指定延長 7 km の河川で昭和 52 年度に上流を A 類型、下流を B 類型に指定。平成 15 年度に下流を A 類型に見直し。

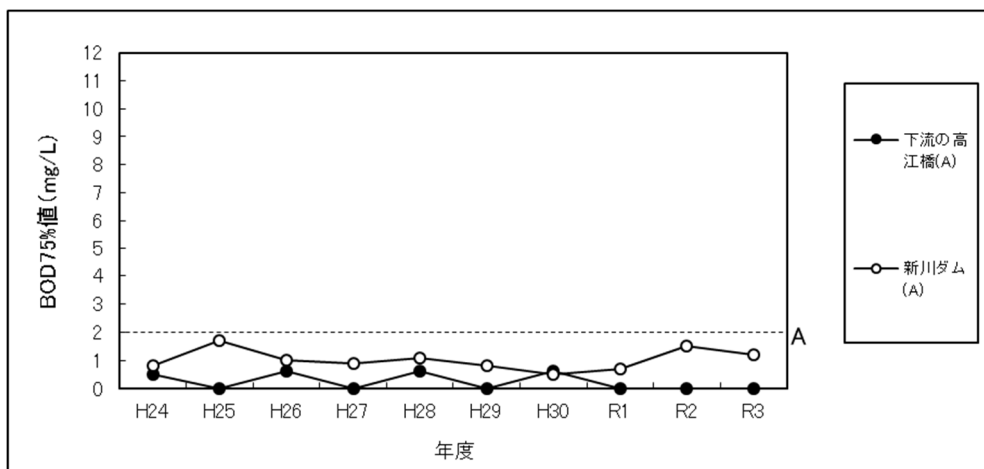
安波川：太平洋に注ぐ流域面積 49km² (普久川を除く)、指定延長 10.8km (同左) で昭和 52 年度に上流を A 類型、下流を B 類型に指定。平成 15 年度に下流を A 類型に見直し。

辺野喜川：東シナ海に注ぐ流域面積 13.2km²、指定延長 8 km の河川で、昭和 57 年度に A 類型に指定。

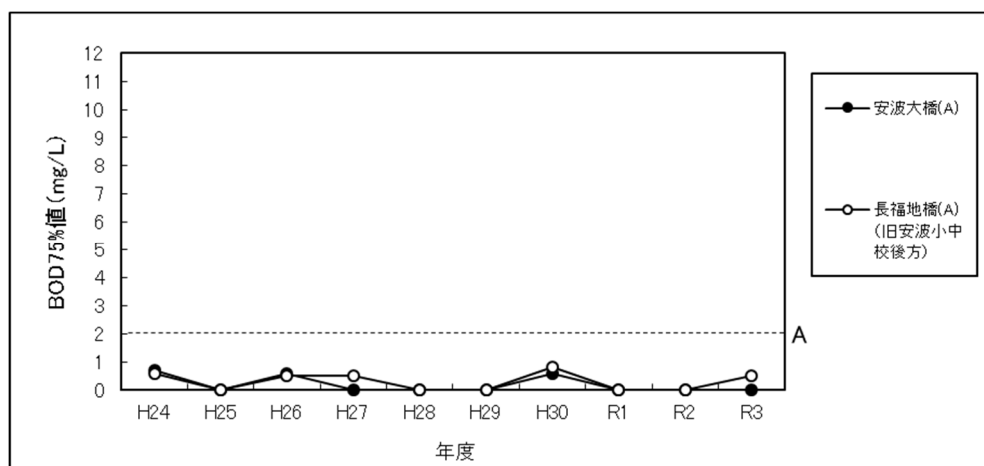
環境基準点における水質の経年変化は、下図のとおりで、ここ 10 年では全ての地点で継続して環境基準を達成しています。



福地川・漢那川・羽地大川の水質 (BOD75%値) 経年変化

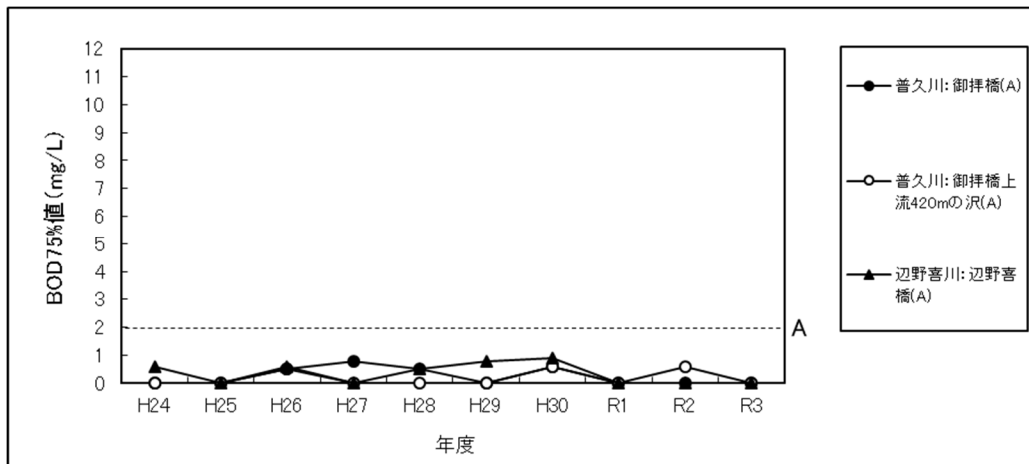


新川川の水質 (BOD75%値) 経年変化



安波川の水質 (BOD75%値) 経年変化

3 水質関係

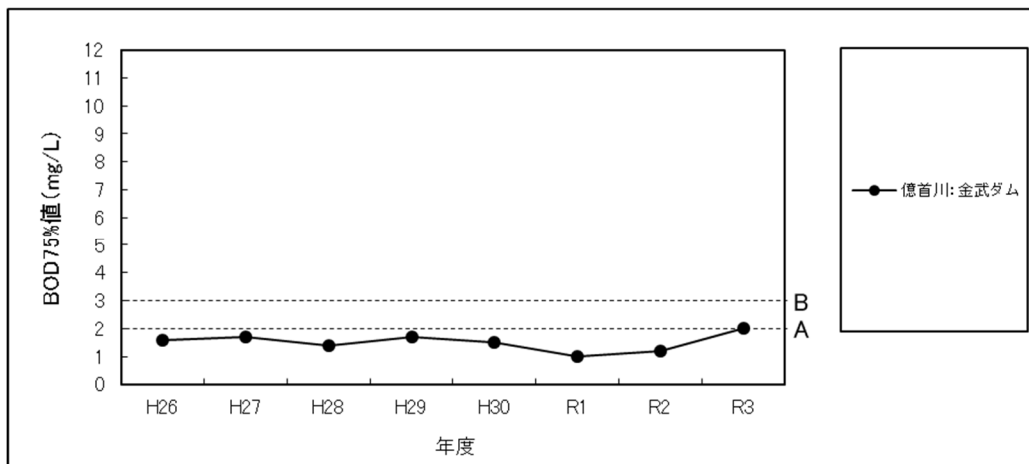


普久川、辺野喜川の水質 (BOD75%値) 経年変化

ソ 億首川

億首川は、沖縄島中央部の国頭郡金武町及び恩納村に位置し、その源を恩納村山中に発し、喜瀬^{きせ}武原^{んばる}盆地を南に貫流して、幸地川等の支川と金武ダム貯水池で合流し、金武町において太平洋に注ぐ流路延長 8.0km、流域面積 16.4km² の二級河川です。

平成 25 年度に金武ダムが完成したことを受けて、平成 26 年度より水質の状況を確認しているところですが、令和 3 年度末時点で類型の指定はまだされていません。なお、過去 6 年間の結果では A 類型の基準を達成しています。



億首川の水質 (BOD75%値) 経年変化

(5) 健康項目測定地点数 (海域)

番号	海 域 名	調査地点数
1	中 城 湾	1
2	与 勝 海 域	1
3	金 武 湾	1
4	那 覇 港 海 域	1
5	名 護 湾	1
6	平 良 港	1
7	与 那 覇 湾	1

番号	海 域 名	調査地点数
8	石 垣 港	1
9	川 平 湾	1
10	羽 地 内 海	2
11	糸 満 海 域	1
12	恩 納 海 域	1
13	伊 佐 海 域	1
合 計		14

(6) 健康項目測定結果 (海域)

測 定 項 目	調 査 地点数	環 境 基 準 超過地点数
カドミウム	14	0
全 シ ア ン	14	0
鉛	14	0
六 価 ク ロ ム	14	0
砒 素	14	0
総 水 銀	14	0
アルキル水銀	14	0
P C B	14	0
ジクロロメタン	14	0
四 塩 化 炭 素	14	0
1, 2-ジクロロエタン	14	0
1, 1-ジクロロエチレン	14	0
トリス-1, 2-ジクロロエチレン	14	0

測 定 項 目	調 査 地点数	環 境 基 準 超過地点数
1, 1, 1-トリクロロエタン	14	0
1, 1, 2-トリクロロエタン	14	0
トリクロロエチレン	14	0
テトラクロロエチレン	14	0
1, 3-ジクロロプロペン	14	0
チウラム	14	0
シマジン	14	0
チオベンカルブ	14	0
ベンゼン	14	0
セレン	14	0
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	14	0
1, 4-ジオキサン	14	0
合計	350	0

3 水質関係

(7) 海域水質の環境基準達成状況

海域No.	水域No.	環境基準類型指定水域名	類型	基準値	環境基準点											
						H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	
1	1	中城湾	A	2	当添海岸	1.2	1.4	1.0	1.4	1.4	1.5	0.9	0.9	2.6	1.8	
					湾内2	1.0	1.6	1.0	1.2	1.7	2.0	1.7	1.7	2.8	2.0	
					湾内3	1.6	1.2	1.0	1.2	1.1	1.5	1.2	0.9	2.4	1.9	
2	2	与勝海域	A	2	埋立地西海域	1.1	1.2	1.6	0.7	0.7	1.6	1.6	0.9	1.2	1.1	
3	3	金武湾	A	2	天願川河口地先	1.7	1.2	1.2	1.1	0.8	2.2	1.4	1.2	1.6	1.4	
					石川ビーチ沖	1.8	1.5	1.1	0.8	1.5	1.6	1.4	1.1	1.0	1.4	
					湾口中央	1.4	1.2	0.6	1.1	0.6	1.8	1.4	1.1	0.9	2.0	
4	4	那覇港海域	A	2	那覇港沖	1.2	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.5	1.4	1.4	
					那覇港内	1.4	3.3	2.3	2.2	2.2	2.6	2.7	1.9	2.3	1.8	
					那覇新港入口	0.8	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.5	1.6	1.3	
					泊港内	1.2	2.5	2.3	2.2	2.2	2.2	1.8	1.6	1.8	1.9	
					自謝加瀬東	0.8	1.9	1.9	2.1	2.1	1.7	1.9	1.5	1.4	1.4	
5	5	名護湾	A	2	名護海岸	1.5	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.4	1.8	1.8	
					湾内	1.3	1.9	1.8	1.8	1.7	1.7	1.6	1.3	1.4	1.1	
					部間海岸	1.5	1.8	1.8	1.8	1.9	1.7	1.6	1.3	1.3	1.1	
6	6	平良港	A	2	第3埠頭北岸から北300m	1.2	1.4	1.4	1.5	0.9	0.7	1.5	0.6	0.9	1.8	
7	7	石垣港	A	2	浜崎地区南埠頭埋立予定地から西へ300m	1.8	1.3	1.0	1.2	1.1	<0.5	<0.5	<0.5	1.6	1.1	
8	8	川平湾	A	2	小島南先端と双葉地先を結ぶ線上の中心点	1.3	1.4	1.7	1.1	1.1	0.5	<0.5	<0.5	1.1	1.3	
9	9	羽地内海(1)	B	3	仲尾次漁港西埠頭から北西100m	1.6	1.8	1.9	1.8	1.8	1.8	1.5	1.5	1.9	1.5	
					呉我船揚場から北へ400m	1.7	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.5	2.0	1.7	
	10	羽地内海(2)	A	2	羽地内海中央	1.6	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.6	1.5	1.9	1.7	
					内海北水路南端	1.3	1.7	1.9	1.8	1.8	1.7	1.5	1.4	1.7	1.7	
10	11	糸満海域	A	2	糸満漁港	1.6	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.7	1.3	1.5	1.7	
					糸満漁港沖	1.7	1.8	1.8	1.8	1.8	1.9	1.4	1.1	1.4	1.5	
					岡波岩東	1.7	1.9	1.9	1.9	1.9	1.7	1.5	1.1	1.4	1.5	
11	12	恩納海域	A	2	伊武部海岸地先	1.3	1.8	1.7	1.7	1.7	1.8	1.4	1.3	1.4	1.3	
					恩納漁港地先	1.5	1.8	1.7	1.6	1.6	1.8	1.5	1.1	1.4	1.0	
					富着海岸地先	1.3	1.7	1.8	1.9	1.9	1.9	1.5	1.1	1.4	1.2	
					長浜海岸地先	1.4	1.7	1.7	1.9	1.9	1.8	1.2	1.1	1.4	1.0	
環境基準未達成水域数						0	1	1	1	1	2	1	0	2	0	
環境基準類型指定水域数						12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
達成率%(環境基準達成水域数/指定水域数×100)						100	92	92	92	92	83	92	100	83	100	

※太字かつ網掛けの地点は、環境基準未達成の地点です。

(8) 与那覇湾・伊佐海域の水質の経年変化

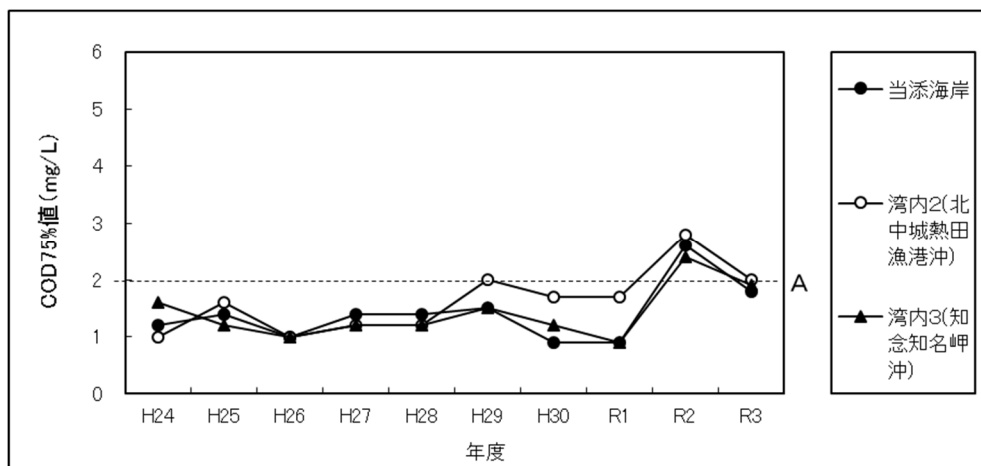
海域No.	水域No.	環境基準 類型指定 水域名	類 型	基 準 値	測定地点	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
12	13	与那覇湾	-	-	松原地先	1.0	1.4	1.0	2.5	1.2	0.7	1.2	1.2	1.0	1.6
					沖縄製糖旧さん橋北端	2.4	2.0	2.0	2.7	2.9	1.3	4.8	2.4	2.6	2.2
					与那覇地先	1.8	1.4	1.8	2.4	1.7	1.2	2.0	1.0	1.2	1.6
13	14	伊佐海域	-	-	残波岬南	1.7	1.6	1.9	1.8	1.9	1.6	1.4	1.2	1.1	1.0
					比謝川河口北	1.7	1.8	1.8	1.7	1.9	1.6	1.5	1.4	1.3	1.1
					比謝川河口南	1.8	1.8	1.9	1.5	1.9	1.6	1.6	1.3	1.3	1.2
					水釜地先	1.6	1.7	1.9	1.4	1.9	1.6	1.4	1.2	1.3	1.1
					砂辺地先	1.2	1.9	1.8	1.6	1.9	1.8	1.7	1.2	1.4	1.0
					白比川地先	1.5	1.8	1.9	1.7	1.8	1.7	1.6	1.3	1.2	1.0
					大山地先	1.6	1.5	1.9	1.7	1.9	1.7	1.5	1.3	1.3	0.9
					沖電地先	1.3	1.7	1.8	1.6	1.9	1.7	1.5	1.3	1.4	1.2
					港川地先	1.5	1.8	1.7	1.5	1.6	1.8	1.5	0.9	1.3	1.2
					キャンプ・キングザ-地先	1.8	1.6	1.8	1.8	1.8	1.8	1.5	1.1	1.3	1.4

(9) 各海域の概況及び水質

ア 中城湾

中城湾は、沖縄島中南部の東海岸に位置し、勝連半島、津堅島、久高島及び知念半島に囲まれた面積約 240km²の水域で、昭和 49 年 4 月には、重要港湾に指定されています。

昭和 49 年度に環境基準の A 類型 (COD 2mg/L) に指定しており、環境基準点における水質の経年変化は平成 20 年度以降各地点とも環境基準を達成していましたが、令和 2 年度に 3 地点で環境基準を達成できませんでした。令和 3 年度は 3 地点とも基準を達成しています。



中城湾の水質 (COD75%値) 経年変化

3 水質関係

イ 与勝海域

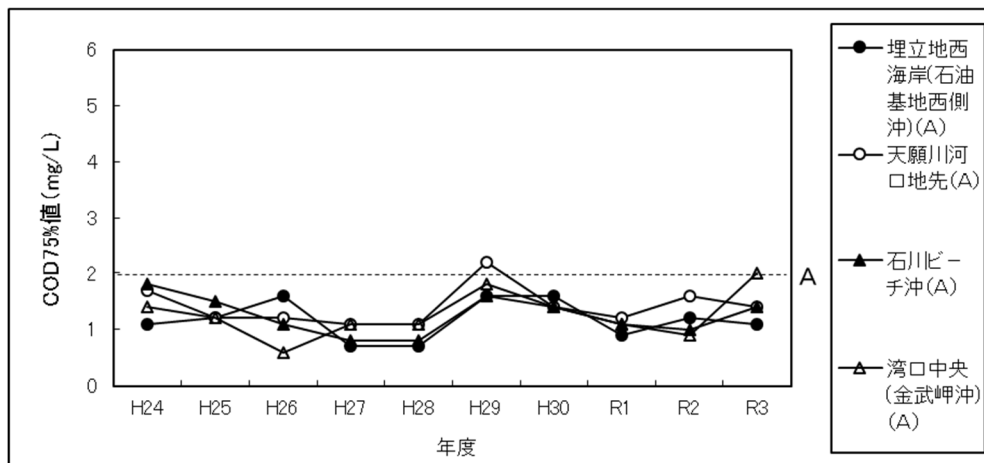
与勝海域は、沖縄島中部東側に位置し、平安座島、宮城島、伊計島、浜比嘉島及び勝連半島周辺の面積約 66km²の金武湾に接した水域で、陸域には、石油貯蔵基地が立地しています。

昭和 49 年度に環境基準の A 類型に指定していますが、環境基準点における水質の経年変化は各地点とも良好な状態を維持し、指定以来継続して環境基準を達成しています。

ウ 金武湾

金武湾は、金武岬と勝連半島に囲まれた面積約 150km²の水域で、湾口は狭く湾奥に向かって入江を形成しており、湾口から湾中央にかけては水深が深いことから、周辺石油及び電力企業への原油等の運搬のために大型タンカー船が航行します。また、同湾は勝連半島と平安座島間の海中道路、平安座島、宮城島及び伊計島で外海と隔てられており、海水の交換は、もっぱら湾口に頼っています。

昭和 49 年度に環境基準の A 類型に指定していますが、環境基準点における水質の経年変化は各地点とも良好な状態を維持しており、平成 5 年度より継続して環境基準を達成していましたが、平成 29 年度に原因は不明ですが天願川河口地先基準を達成していません。平成 30 年度以降は基準を達成しています。

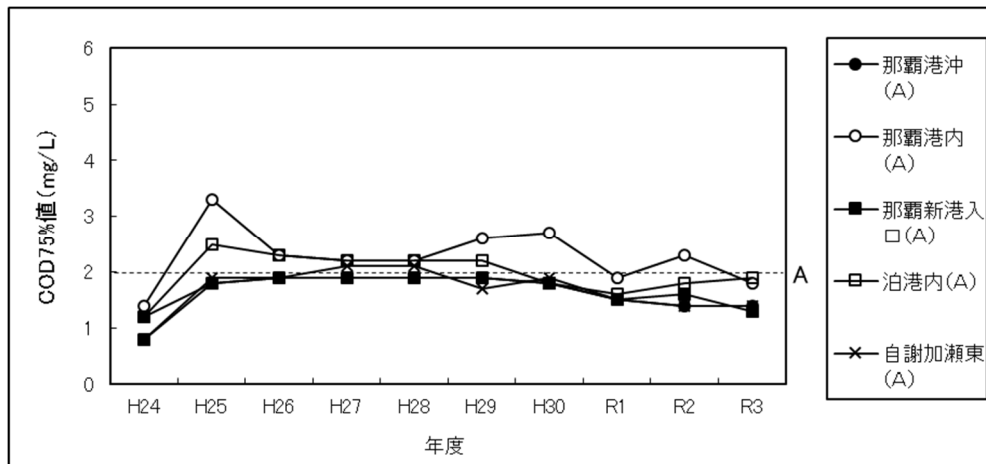


与勝海域、金武湾の水質 (COD75%値) 経年変化

エ 那覇港海域

那覇港海域は、那覇新港埠頭の伊奈武瀬から沖合いの自謝加瀬、干ノ瀬のサンゴ礁を経て那覇空港北岸に囲まれる面積約 11km²の水域で、那覇港、泊港及び那覇新港が立地しており、背後には、那覇市街地が広がっています。

昭和 50 年度に環境基準の A 類型に指定しています。最近 10 年間において、那覇港内は平成 25 年度以降令和元年度を除いて環境基準未達成となっていました。令和 3 年度は環境基準達成となっています。泊港内では平成 19～24 年度、自謝加瀬東では平成 19 及び 27 年度を除く年度で環境基準を達成しました。那覇港沖と那覇新港入口では最近 10 年における基準超過はありません。

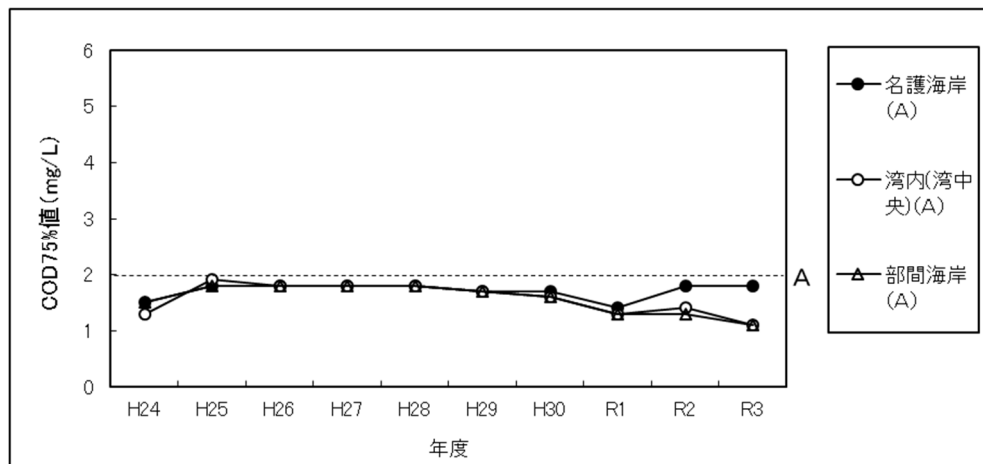


那覇港海域の水質 (COD75%値) 経年変化

オ 名護湾

名護湾は、沖縄島北部西海岸に位置し、部瀬名岬と本部半島を結ぶ海岸線に囲まれた面積約47.6km²の水域で湾奥には名護市の市街地域が広がっています。また、名護市世富慶以南は昭和47年に沖縄海岸国定公園に指定されています。

昭和50年度に環境基準のA類型に指定していますが、環境基準点における水質の経年変化は各地点とも良好に推移し、昭和54年度以降継続して環境基準を達成しています。



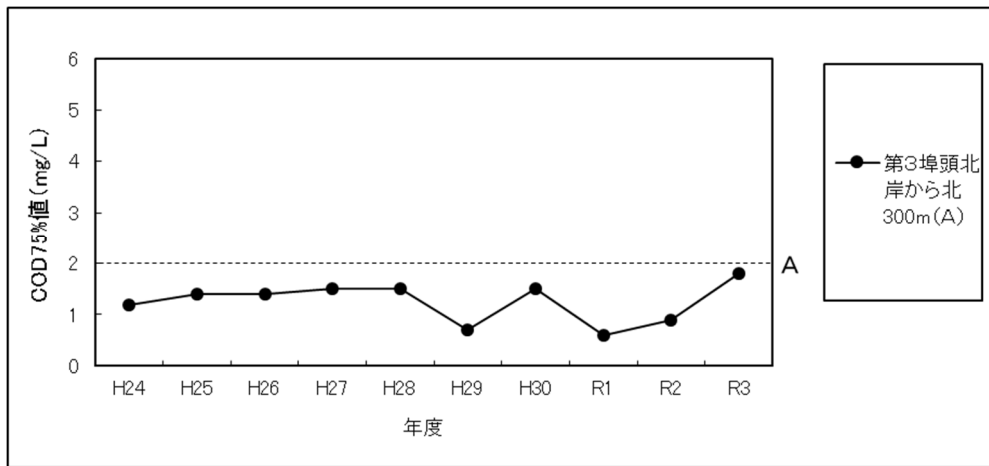
名護湾の水質 (COD75%値) 経年変化

カ ひらら 平良港

平良港は、宮古島西方に位置し、宮古島市の市街地に面しています。

昭和52年度に環境基準のA類型に指定しており、環境基準点における水質の経年変化は良好に推移し、継続して環境基準を達成しています。

3 水質関係



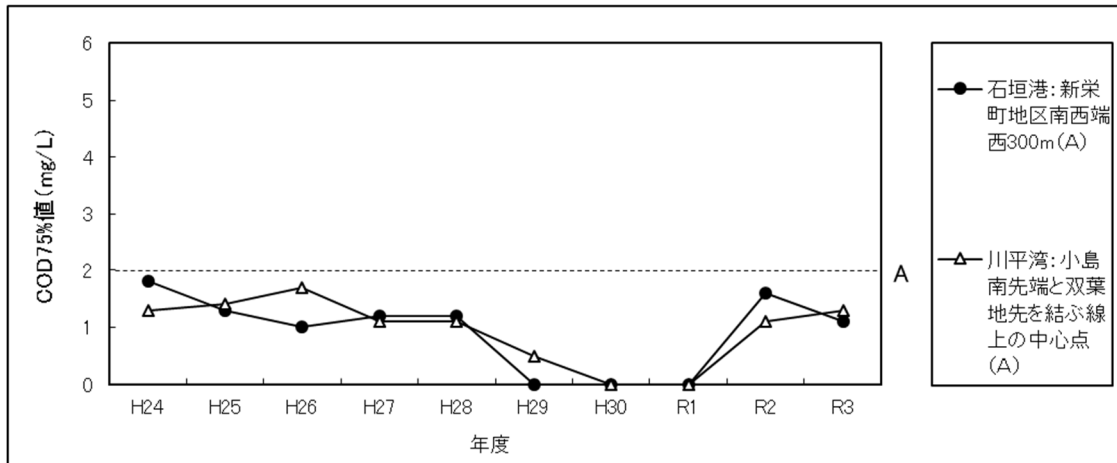
平良港の水質 (COD75%値) 経年変化

キ 石垣港、^{かびら}川平湾

石垣港は、石垣島南部に位置し、面積約 19km² の海域で石垣市街地に面し、八重山地域の流通港としての中核をなしています。昭和 52 年度に環境基準の A 類型に指定しています。

川平湾は、石垣島北西に位置する風光明媚な入江で、昭和 49 年度に水産資源保護法に基づく水産動物の繁殖、保護、培養のために必要な措置を講ずるべき保護水面として指定されており、昭和 52 年度に環境基準の A 類型に指定しています。また、平成 19 年に西表国立公園が拡張され西表石垣国立公園となった際に、国立公園の区域に編入されています。

両海域の環境基準点における水質は良好に推移し、直近 10 年間は環境基準を達成しています。

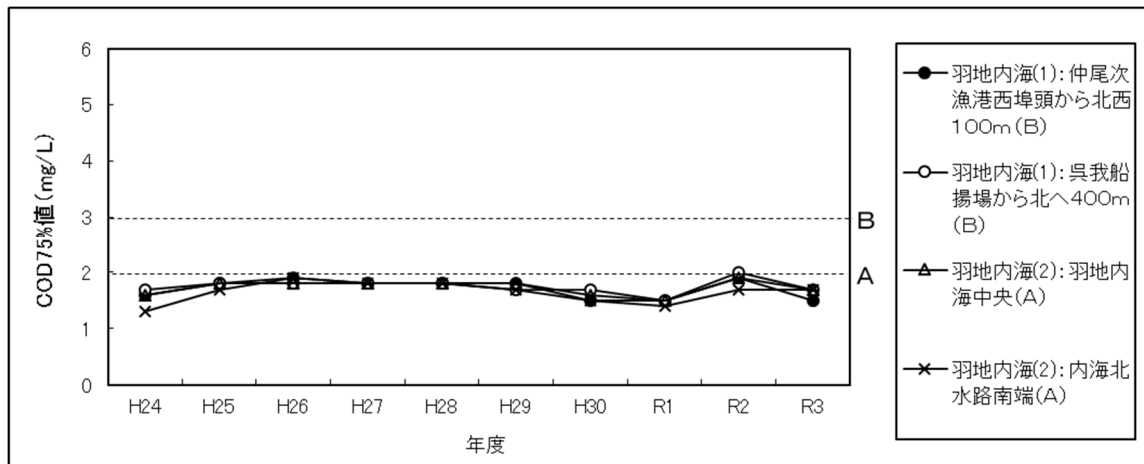


石垣港、川平湾の水質 (COD75%値) 経年変化

ク 羽地内海

羽地内海は、沖縄島北部海岸に位置し、本部半島及び屋我地島に囲まれた面積約 12km²の風光明媚な内海で、沖縄海岸国定公園及び国設鳥獣保護区に指定されています。

環境基準を昭和 57 年度に湾奥部の羽地内海、我部祖河川の河口域を B 類型 (COD 3 mg/L) に指定し、その他の海域部を A 類型に指定していますが、環境基準点における水質の経年変化は、各地点とも良好に推移しており、昭和 63 年度より継続して環境基準を達成しています。

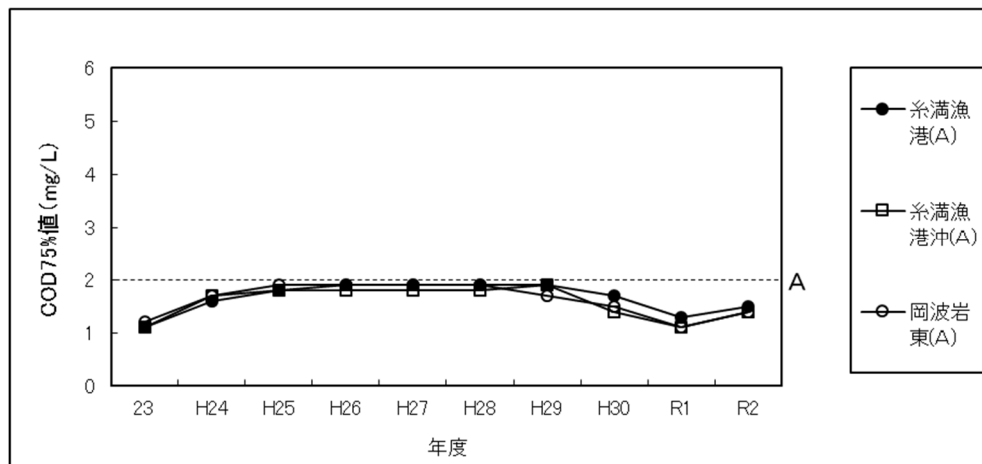


羽地内海(1)及び(2)の水質 (COD75%値) 経年変化

ケ 糸満海域

糸満海域は、沖縄島南部海岸に位置した海域で、糸満市糸満から潮平にかけての西側約 274 km²を埋立て、糸満臨海工業団地、中小企業団地、沖合側の漁港後背地には水産食品加工団地が建設されているほか、埋め立て地北側は新興住宅地となっています。

昭和 60 年度に環境基準の A 類型に指定していますが、環境基準点における水質の経年変化は各地点とも良好に推移しており、指定以来、継続して環境基準を達成しています。



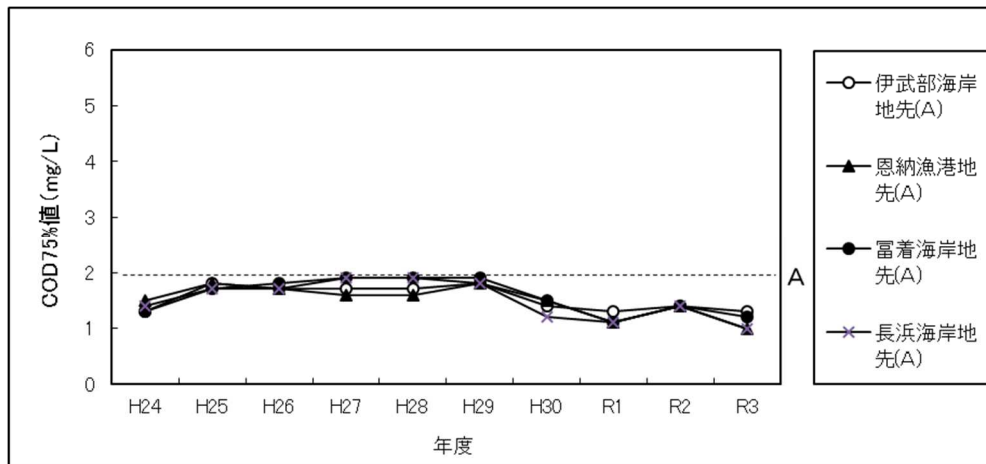
糸満海域の水質 (COD75%値) 経年変化

コ 恩納海域

恩納海域は、沖縄島北部西海岸に位置し、30 数キロに及ぶ風光明媚な海岸線は、白い砂浜とエメラルド色に輝く海、切り立った海蝕崖など変化に富み、昭和 47 年に沖縄海岸国定公園に指定されています。また、一帯は沖縄を代表する観光・リゾート地として賑わっており、大型リゾートホテル等の関連施設が数多く立地しています。

平成 6 年度に環境基準の A 類型に指定していますが、環境基準点における水質の経年変化は各地点とも良好に推移し、指定以来、継続して環境基準を達成しています。

3 水質関係



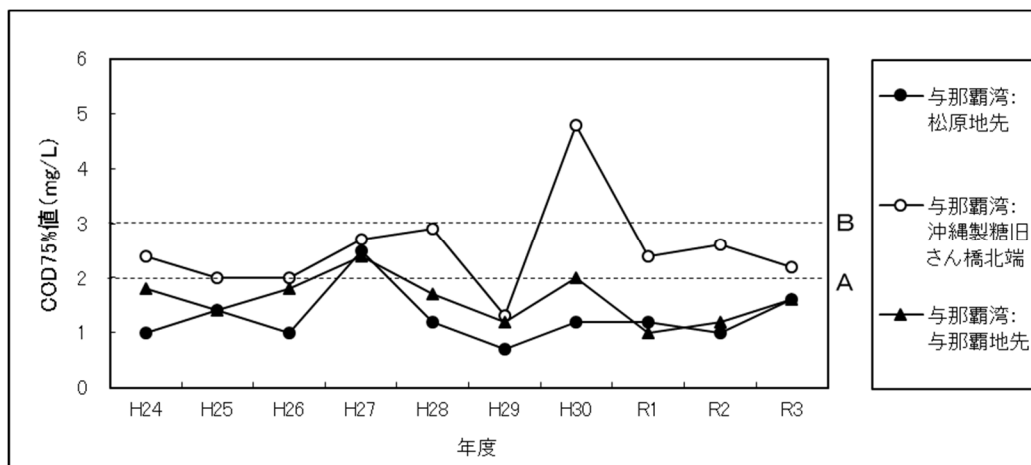
恩納海域の水質 (COD75%値) 経年変化

サ 与那覇湾、伊佐海域

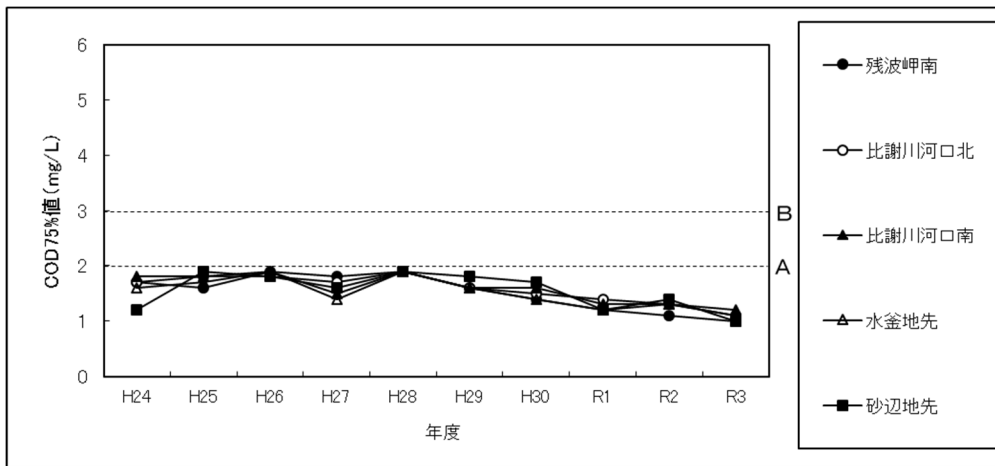
閉鎖性海域である宮古島の与那覇湾及び、沖縄島中部西海岸の伊佐海域は、水質環境基準の類型指定を行っておりませんが、水質の状況を把握するために昭和55年度より与那覇湾3地点、平成7年度より伊佐海域10地点で水質測定を実施しています。

与那覇湾においては、年度によりCOD値が3mg/Lを超えることがありますので、B類型として評価しても基準を達成できない可能性があります。

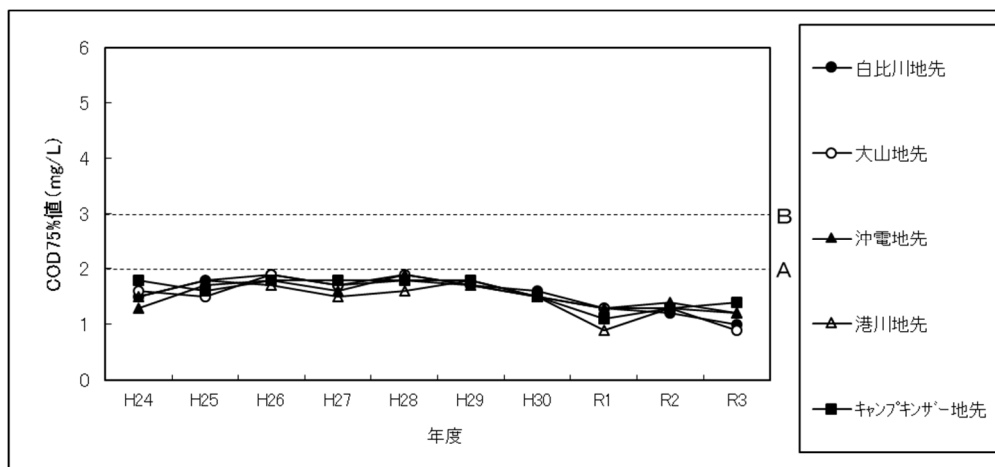
伊佐海域においては、水質の経年変化は良好に推移し、測定以来継続してCOD値2mg/L以下となっており、A類型として評価しても基準を達成できる良好な結果となっています。



与那覇湾の水質 (COD値) 経年変化



伊佐海域の水質 (COD 値) 経年変化



伊佐海域の水質 (COD 値) 経年変化

(10) 令和3年度 主要水浴場水質調査結果

No.	水浴場名	遊泳期間前										遊泳期間中										判定		
		調査 月日	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)		COD (mg/L)		pH		透明度 (m)		油膜	判定	調査 月日	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)		COD (mg/L)		pH		透明度 (m)			油膜	判定
			最小	最大	平均	最小	最大	最小	最大	最小				最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均			
2	エマラルドビーチ	4/19	<2	0.8	1.0	0.9	7.98	8.13	>1	>1	なし	水質AA												
4	かりゆしビーチ	4/21	<2	0.6	1.4	1.0	8.05	8.13	>1	>1	なし	水質AA												
8	万座ビーチ	5/11	<2	1.1	1.2	1.2	8.1	8.1	>1	>1	なし	水質AA												
9	リザンシーパーク	5/11	2	1.0	1.4	1.2	8.0	8.1	>1	>1	なし	水質A	7/27	<2	0.7	0.9	0.8	8.1	8.2	>1	>1	なし	水質AA	
10	サンマリーナ	5/11	<2	1.3	1.6	1.5	8.0	8.1	>1	>1	なし	水質A	7/27	<2	0.6	0.9	0.8	8.2	8.2	>1	>1	なし	水質A	
11	タイガービーチ	5/11	2	1.3	1.4	1.4	7.9	8.2	>1	>1	なし	水質A	7/27	4	1.1	1.4	1.3	8.1	8.3	>1	>1	なし	水質A	
12	ムーンビーチ	5/11	<2	1.2	1.2	1.2	8.0	8.1	>1	>1	なし	水質A	7/27	<2	0.8	1.3	1.1	8.1	8.2	>1	>1	なし	水質A	
13	ルネッサンス	5/11	2	1.1	1.2	1.2	7.9	8.1	>1	>1	なし	水質A	7/27	<2	1.1	1.3	1.2	8	8.3	>1	>1	なし	水質AA	
19	波の上ビーチ	4/14, 15	7	1.3	1.6	1.4	8.1	8.1	>1	>1	なし	水質A	7/27, 28	<2	0.8	0.9	0.9	8.1	8.2	>1	>1	なし	水質A	
23	前浜ビーチ	4/19, 4/26	<2	0.9	1.3	1.1	8.1	8.1	>1	>1	なし	水質AA	7/1	<2	<0.5	0.6	0.6	8.1	8.2	>1	>1	なし	水質AA	
24	バイナガマビーチ	4/26	<2	1.0	1.2	1.1	8.1	8.2	>1	>1	なし	水質AA	7/1 7/8	<2	<0.5	0.8	0.7	7.9	8.1	>1	>1	なし	水質AA	
27	真栄里ビーチ	5/10, 5/11	<2	0.6	1.9	1.1	8.1	8.2	>1	>1	なし	水質AA	7/28	<2	<0.5	<0.5	<0.5	8.1	8.2	>1	>1	なし	水質AA	
33	美々ビーチ	4/28, 4/30	<2	<0.5	0.8	0.6	8.0	8.1	>1	>1	なし	水質AA	7/14	<2	<0.5	<0.5	<0.5	7.7	7.9	>1	>1	なし	水質AA	
34	阿波連ビーチ	4/27	<2	<0.5	1.0	0.8	8.0	8.0	>1	>1	なし	水質AA	7/12, 7/13	<2	<0.5	2.4	1.2	7.5	7.9	>1	>1	なし	水質AA	
35	西原きららビーチ	4/28, 4/30	<2	<0.5	1.4	0.9	7.8	8.1	>1	>1	なし	水質A	7/14	<2	<0.5	2.0	1.3	7.7	7.7	>1	>1	なし	水質AA	
36	クラフメッドカハラビーチ	5/10, 5/11	<2	0.5	1.2	0.9	8.09	8.39	>1	>1	なし	水質AA	7/8, 7/28	<2	<0.5	0.9	0.6	8.1	8.2	>1	>1	なし	水質AA	
37	豊崎ちゅらSUNビーチ	4/28, 4/30	<2	<0.5	1.4	0.6	7.7	8.1	>1	>1	なし	水質AA	7/14	<2	3	3.2	1.9	7.9	7.9	>1	>1	なし	水質A	

(11) 令和3年度に発生した魚類のへい死事故

No	通報年月日	発生地点			へい死魚種数		備考	
		水域名	市町村名	管轄	魚種	魚数(匹)	死因	衛研や保健所の調査概要
1	R3/11/15	天願川(河口近く)	うるま市	中部	不明	300匹	不明	調査時点では、へい死魚見当たらず。調査結果記録なし。
2	R3/12/23	漫湖水鳥・湿地センター	豊見城市	南部	ボラ	50匹	アンモニア毒性	死魚から農業は不検出。 アンモニア態窒素が高濃度であったことが確認された。魚検体は部位が小さく採取できないため、検査不可。アンモニアが原因と推定されたことから、上流に設置されている家畜施設及び生活雑排水の継続監視を行うこととなった。
3	R4/01/16	八重瀬町港川漁港	八重瀬町	南部	ドロクイ、ミナミクロダイ、ボラ、スナゴチ等	54匹	不明	農業は検出濃度が低いため農業死因は推定なし。 他にはトンガ諸島付近の火山大規模噴火に伴う津波での潮位変動による影響で、海水魚の体内塩分の低下による死因が推定される。
4	R4/02/12	浦添市立津ター	浦添市	南部	グッピー、エビ	10匹、40匹	不明	死魚から農業は不検出。 検水はイオンバランスが通常とは異なっているものの、死因の濃度であったかについては不明。汚染源も事業場排水や生活排水等考えられるが現時点では不明。今後も当該地点で同様な事例が起きる可能性があり、引き続き注視していく必要がある。

3 水質関係

(12) 県内の公共用水域で発生した魚類へい死事故の原因（過去5年分）

年 度	発生数	発生原因及び発生数				
		急性中毒	急性中毒原因物質	呼吸障害	その他	不明
平成 29 年度	11	0	—	3	2	6
平成 30 年度	4	0	—	0	1	3
令和元年度	8	1	・メチダチオン	0	0	7
令和 2 年度	7	0	—	0	0	7
令和 3 年度	4	1	・アンモニア毒性	0	0	3
計	34		2	3	3	26

(13) 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

①河川

基準値単位：mg/L

河川 No.	河川名	水域 No.	環境基準類型指定水域名	類型	基準値 (旧類型)	水域の範囲	達成期間	利用目的	環境基準点	指 定 年 月 日	※当初指定年月日	
1	比謝川	1	比謝川 (1)	B	3	比謝橋下流のえん堤から与那原川合流点までと長田川	ロ	上水道用水	比謝川ポンプ場	H16.3.30	S49.3.4	
		2	比謝川 (2)	C	5	トニ一橋から与那原川合流点まで	ロ	環境保全	トニ一橋			
		3	比謝川 (3)	C	5	D	与那原川合流点から上流とハンザ川の昭和橋まで	イ	工業用水			与那原川合流点
2	国場川	4	国場川 (1)	C	5	明治橋から真玉橋まで	ロ	工業用水	那覇大橋	H16.3.30	S49.3.4	
		5	国場川 (2)	E	10	真玉橋から上流の一日橋までと長堂川の翔南製糖取水せきまで	ハ	環境保全	真玉橋			
3	満名川	6	満名川 (1)	A	2	B	伊野波川合流点から渡久地橋まで	イ	そのほか	渡久地橋	H16.3.30	S50.3.6
		7	満名川 (2)	A	2	伊野波川合流点から上流	ロ	農業用水	伊野波川合流点			
4	福地川	8	福地川	A	2	福地ダム及び福地川上流	イ	上水道用水	福地ダム	H16.3.30	S50.3.6	
5	天願川	9	天願川 (1)	B	3	C	川崎ポンプ場えん堤から河口まで	イ	工業農業用水	河口	H16.3.30	S50.9.18
		10	天願川 (2)	B	3	川崎ポンプ場えん堤より上流と川崎川上流カニカラン川合流点まで	ロ	上水道用水	合流点下流100m			
6	漢那川	11	漢那川	A	2	沖縄県企業局取水場跡から上流	イ	水道用水	漢那ダム	H16.3.30	S51.3.18	
7	羽地大川	12	羽地大川	A	2	川上橋下せきから上流	イ	水道農業用水	名護市取水点	H16.3.30	S51.3.18	
8	我部祖河川	13	我部祖河川 (1)	A	2	喜知留川合流点から上流	イ	水道用水	石橋 (山田橋)	H16.3.30	S51.3.18	
		14	我部祖河川 (2)	A	2	D	喜知留川合流点から下流の奈佐田川合流点まで	イ	農業用水			奈佐田川合流点から上流100m
		15	我部祖河川 (3)	A	2	奈佐田川全域	ロ	水道用水	奈佐田川合流点から支川上流100m			
9	新川川	16	新川川 (1)	A	2	河口から新川ダムまで	イ	上水道用水	下流の高江橋	H16.3.30	S52.4.25	
		17	新川川 (2)	A	2	新川ダムから上流	イ	水道用水	新川ダム			
10	安波川	18	安波川 (1)	A	2	B	河口から安波小中学校後方堰堤まで	イ	環境保全	安波大橋	H16.3.30	S52.4.25
		19	安波川 (2)	A	2	安波小中学校後方堰堤から上流	イ	自然環境保全	長福地橋			
11	普久川	20	普久川 (1)	A	2	B	安波川合流点から御拝橋上流400mの沢まで	イ	環境保全	御拝橋	H16.3.30	S52.4.25
		21	普久川 (2)	A	2	御拝橋上流400mの沢から上流	イ	水道用水	御拝橋上流420mの沢			
12	汀間川	22	汀間川 (1)	A	2	B	河口から三原小学校前堰堤まで	イ	環境保全	嘉手苅橋から上流200m	H16.3.30	S52.4.25
		23	汀間川 (2)	A	2	三原小学校前堰堤から上流	イ	水道用水	三原橋			
13	久茂地川	24	久茂地川	C	5	E	全域	イ	環境保全	泉崎橋	H16.3.30	S53.3.15
14	安里川	25	安里川	D	8	E	全域	イ	環境保全	安里新橋	H16.3.30	S53.3.15
15	安謝川	26	安謝川	C	5	E	全域	イ	環境保全	安謝橋	H16.3.30	S53.3.15
16	報得川	27	報得川	E	10	川尻橋から上流	ロ	環境保全	水位計設置点	H16.3.30	S54.4.9	
17	牧港川	28	牧港川	C	5	宇地泊川合流点から上流の陽迎橋までと支川宇地泊川の比屋良川橋まで	イ	環境保全	境橋上流50m 大謝名橋上流200m	H16.3.30	S55.6.12	
18	辺野喜川	29	辺野喜川	A	2	辺野喜橋から上流	イ	水道用水	辺野喜橋	H16.3.30	S57.7.12	
19	饒波川	30	饒波川	D	8	全域	ハ	農業用水	石火矢橋	H16.3.30	S58.7.21	
20	源河川	31	源河川	A	2	全域 (支川も含む。)	イ	水道用水	取水場	H16.3.30	S63.3.25	
21	平南川	32	平南川	A	2	全域 (支川も含む。)	イ	水道用水	アザカ橋下流30m	H16.3.30	H1.4.25	
22	大保川	33	大保川	A	2	B	大保大橋から上流全域 (支川も含む。)	イ	水道用水	田港橋	H16.3.30	H1.4.25
23	宮良川	34	宮良川	A	2	支川を含む全域 (底原ダムを除く。)	イ	水道用水	平喜名橋	H16.3.30	H2.1.16	
24	名蔵川	35	名蔵川	A	2	支川を含む全域	イ	水道用水	石糖取水場前	H16.3.30	H2.1.16	
25	雄樋川	36	雄樋川	D	8	全域 (支流も含む。)	ロ	農業用水	前川 (前川橋)	H16.3.30	H9.2.28	
							環境保全	石川橋				

※水域名下線表記地点は、平成16年度から類型見直し (上位類型に) を行った水域

※平成25年3月12日、比謝川の水域類型指定改正。比謝川 (2) を廃止し、比謝川 (1) 及び比謝川 (3) の2水域の指定に改正。

達成期間の分類は、次のとおりとする。(1)「イ」は、直ちに達成、(2)「ロ」は、五年以内で可及的速やかに達成、(3)「ハ」は、五年を超える期間で可及的速やかに達成。

3 水質関係

②海域

基準値単位：mg/L

海域No.	水域No.	環境基準類型指定水域名	類型	基準値	水域の範囲	達成期間	利用目的	環境基準点	指 定年月日
1	1	中城湾	A	2	勝連半島から南部知念半島に至る沿岸と沖合の離島久高島、津堅島に囲まれた全域	イ	水産資源 水浴	当添海岸 北緯26° 11' 東経127° 47' 湾内2 北緯26° 16' 東経127° 50' 湾内3 北緯26° 12' 東経127° 50'	S50.3.6
2	2	与勝海域	A	2	勝連崎、北緯26° 16' 東経128° 01'、北緯26° 25' 東経128° 01'、北緯26° 25' 東経128°、北緯26° 22' 東経127° 56'、東経127° 56'・海中道路との交差点を結ぶ線と海中道路、勝連半島に囲まれた全域	イ	水産資源 水浴	埋立地西海岸 北緯26° 22' 東経127° 57'	S50.3.6
3	3	金武湾	A	2	海中道路、海中道路・東経127° 56'、北緯26° 22' 東経127° 56'、北緯26° 25' 東経128°の各点と金武岬を結ぶ線とその沿岸に囲まれた全域	イ	水産資源 水浴	天願川河口地先 北緯26° 22' 東経127° 53' 石川ビーチ沖 北緯26° 25' 東経127° 50' 30" 湾口中央 北緯26° 25' 東経127° 58'	S50.3.6
4	4	那覇港海域	A	2	安謝埋立地北側先端、北緯26° 14' 30" 東経127° 39' 30"（自謝加瀬）、北緯26° 13' 東経127° 38' 30"（浅ノ瀬）、北緯26° 12' 30" 東経127° 38' 30"（儀間ノ瀬）、北緯26° 12' 30"・陸地との交差点の各点を結ぶ線とその沿岸に囲まれた海域	口	港湾 水産資源	那覇港沖 北緯26° 13' 15" 東経127° 39' 25" 那覇港内 北緯26° 12' 20" 東経127° 40' 20" 那覇新港入口 北緯26° 13' 50" 東経127° 40' 45" 泊港内 北緯26° 13' 15" 東経127° 41' 05" 自謝加瀬東 北緯26° 14' 30" 東経127° 39' 45"	S51.3.18
5	5	名護湾海域	A	2	部瀬名岬と名護市と本部町の境界を結ぶ線とその沿岸に囲まれた海域	イ	水産資源	名護海岸 北緯26° 35' 00" 東経127° 58' 30" 湾内 北緯26° 34' 00" 東経127° 57' 00" 部間海岸 北緯26° 36' 00" 東経127° 54'	S51.3.18
6	6	宮古海域 平良港海域	A	2	北緯24度48分48秒、東経125度17分を中心とする半径3.5kmの円内の海域	口	港湾 水産資源 水浴	第3埠頭北端から北へ300m 北緯24° 48' 25" 東経125° 16' 34"	S52.4.25
7	7	八重山海域 石垣港海域	A	2	川ハナ三角点（北緯24度20分48秒、東経124度8分52秒）から方位角253度10分の向きに距離420mの地点を中心とする半径3.8kmの円内の海域	口	港湾 水産資源 水浴	浜崎地区南埠頭埋立予定地から西へ300m 北緯24° 20' 03" 東経124° 08' 38"	S52.4.25
8	8	川平湾海域	A	2	点イと点口を結ぶ直線、点ハと基点2を結ぶ直線及びその沿岸に囲まれた海域	イ	水産資源	小島南先端と双葉地先を結ぶ線上の中心点 北緯24° 27' 00" 東経124° 08' 50"	S52.4.25
9	9	羽地内海 (1)	B	3	沖縄本島沿岸、奥武橋、奥武島沿岸、直線A1及び直線A2に囲まれた区域	口	水産資源	仲尾次漁港西埠頭から北西100m 北緯26° 37' 30" 東経128° 01' 40" 呉我船揚場から北400m 北緯26° 37' 45" 東経128° 00' 30"	S57.6.3
	10	羽地内海 (2)	A	2	沖縄本島沿岸、直線A1、直線A2、奥武島、屋我地大橋、屋我地島沿岸及び直線Bに囲まれた区域	イ	水産資源	羽地内海中央 北緯26° 38' 40" 東経128° 00' 45" 内海北水路南端 北緯26° 39' 25" 東経127° 59' 40"	S57.6.3

10	11	糸満海域	A	2	北緯26° 09' 00" 東経127° 40' 11"、北緯26° 09' 00" 東経127° 38' 23"、北緯26° 06' 09" 東経127° 38' 23"、北緯26° 06' 09" 東経127° 39' 49"の各点を結ぶ線とその沿岸に囲まれた海域	イ	港湾 水産資源	糸満漁港 北緯26° 07' 33" 東経127° 39' 38"	S60.9.13
								糸満漁港沖 北緯26° 07' 24" 東経127° 39' 00"	
								岡波岩東 北緯26° 08' 15" 東経127° 38' 40"	
11	12	恩納海域	A	2	読谷村残波岬の北端、北緯26° 32' 29" 東経127° 54' 23"の点、名護市部瀬名岬の西端の各地点を結ぶ線とその沿岸に囲まれた海域	イ	水産資源 水浴	伊武部海岸地先 北緯26° 31' 30" 東経127° 55' 42"	H6.4.22
								恩納漁港地先 北緯26° 30' 00" 東経127° 51' 26"	
								富着海岸地先 北緯26° 27' 08" 東経127° 48' 38"	
								長浜海岸地先 北緯26° 25' 21" 東経127° 44' 26"	

(備考)

1. 類型の欄A, B, C, D及びEには、河川に係るものにあつては昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号別表2の1の(1)アの河川の表の類型、海域に係るものにあつては同告示別表2の2アの表の類型を示す。
2. 達成期間の分類は次のとおりとする。
「イ」は、直ちに達成
「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
3. 川平湾海域の基点及び点の位置
基点1 石垣市字川平地先 俗称 チャパンチキ離
基点2 石垣市大字川平小字仲筋1131-8地先の岩
点イ 基点1から123度9分412mの点
点ロ 基点1から304度1分25mの点
点ハ 基点2から352度36分42mの点
4. 羽地内海の直線
「直線A1」とは奥武島南端から東経128度00分55秒と沖縄本島沿岸との交点(点イ)に引いた直線。
「直線A2」とは点イから北緯26度38分と沖縄本島沿岸との交点に引いた直線。
「直線B」とは点イから北緯26度40分45秒と沖縄本島沿岸との交点と東経128度00分43秒と屋我地島との交点を結ぶ直線。
5. 北緯、東経の座標については、類型指定当時で使用されていた旧測地系(日本測地系)による

生活環境保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

生活環境保全に関する環境基準(海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級・水浴・自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	
B	水産2級・工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	

(14) 水質汚濁防止法の特定事業場数 (各保健所別) (令和4年3月末現在)

水質汚濁防止法の特定事業場第一の番号	那覇市		南部保健所		中部保健所		北部保健所		宮古保健所		八重山保健所		小計				
	排水量 50m ³ /日 以上	有害 物質	排水量 50m ³ /日 未満	有害 物質	排水量 50m ³ /日 以上	有害 物質	排水量 50m ³ /日 未満	有害 物質	排水量 50m ³ /日 以上	有害 物質	排水量 50m ³ /日 未満	有害 物質	排水量 50m ³ /日 以上	有害 物質	排水量 50m ³ /日 未満	有害 物質	
1																	
102			4	97	1	5	40	8	2	2	1	16	18	204	1		
2			2	15	3	3	5	2	2	2	2	5	7	30	3		
3			2	11	3	3	3	3	3	3	5	5	2	25	2		
4			4	4	4	2	2	1	7	4	1	1	1	14	1		
5			7	7	4	4	4	4	4	5	1	1	19	9	2		
7			4	2	1	1	4	3	1	1	6	2	2	2	2		
8			2	14	1	3	18	6	19	2	13	14	14	71	1		
9			3	8	2	2	2	3	13	1	1	5	5	24	2		
10			2	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
11			2	3	57	15	26	1	2	2	3	4	4	104	1		
16			1	3													
17			2														
18			2														
19			2														
20			1														
21			2														
22			1														
23			2														
23の2			1														
27			1														
30			1														
47			1														
49			1														
50			1														
51			1														
53			8														
54			4														
55			1	3	4	15	1	4	11	8	3	10	60	1			
56																	
57																	
58			1														
59			2														
60			1														
61			1														
62			1														
63			1														
65の2			3														
65の3			1														
65の4			2														
65			8	63	2	2	47	130	4	1	1	1	1	1	1		
66			24	8	63	2	2	4	2	1	1	1	1	1	1		
66の2			1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
66の3			1	7	2	4	3	5	5	17	1	1	1	1	1		
66の4			3														
66の5			1														
66の6			2														
66の7			3	5	27	4	7	34	1	16	2	3	15	88	1		
66の8			7	6	10	4	3	5	5	17	1	2	1	38	11		
66の9			1	7	2	4	3	5	5	17	1	2	1	12	7	5	
70の2			3														
71			10	102	1	1	2	80	7	20	11	11	6	230	2		
71の2			3	2	11	7	6	18	16	2	1	10	3	14	10	54	
71の3			6	5	3	2	1	6	6	3	2	6	3	14	10	34	
71の4			2	2	2	4	3	3	4	1	1	1	1	10	10		
71の5			3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
72			1	54	2	7	41	2	8	28	4	14	4	149	4	25	
73			6	6	2	2	4	3	4	5	3	4	19	3	7	2	
74			1	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	7	2		
小計	6	1	61	116	8	490	25	143	18	441	17	86	1	284	3	33	
合計	67	(14)	606	(33)	406	25	143	18	441	17	86	1	284	3	33	2066	(90)

注1. 2つ以上の業種を兼業する特定事業場については代表業種に属するとみなし、1つとして計上。
 注2. 項目の「有害」とは有害物質を排出するおそれがあるものの内数を表す。
 注3. 合計欄の()は、有害物質を排出するおそれがあるものの内数を表す。

(15) 水質汚濁防止法に基づく改善命令等の発動状況

年 度	内 訳		命令後の状況
昭和50	改善命令	生コンクリート製造業 1件 電気メッキ業 1件	改善済み 2件
	排出水の排出の 一時停止命令	電気メッキ業 1件	改善済み 1件
昭和51	改善命令	電気メッキ業 1件 と畜業 1件	改善済み 2件
昭和52	改善命令	検査業 1件 写真現像業 1件	改善済み 2件
昭和53	改善命令	飲料製造業 1件	改善済み 9件
		畜産農業 2件	
		果実の保存食料製造業 6件	
昭和54～60	なし		
昭和61	改善命令	電気メッキ業 1件	改善済み 1件
昭和62～平成6	なし		
平成7	改善命令	食料品製造業 1件	改善済み 1件
平成8～9	なし		
平成10	改善命令	旅館業 1件	改善済み 1件
平成11～23	なし		
平成24	改善命令	食料品製造業 1件	改善済み 1件
平成25～令和 3	なし		